

**大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）**  
**（令和 7 年度～令和 11 年度）**

**大阪市**

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって ······	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題 ······	5
1 社会的な背景 ······	5
(1) 子どもの貧困の問題	
(2) 子どもの教育機会の平等化	
(3) 共同親権の導入、養育費確保・親子交流支援の見直し	
(4) 国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充	
2 大阪市のひとり親家庭の現状 ······	7
(1) 離婚件数の推移	
(2) 児童扶養手当受給者の推移	
(3) ひとり親家庭の推計数	
(4) ひとり親家庭の平均像	
(5) ひとり親家庭の状況	
3 「令和5年度大阪市ひとり親家庭等実態調査」の結果 ······	12
(1) 就業について	
(2) 子育て・生活について	
(3) 養育費・親子交流について	
(4) 経済的な状況について	
(5) サポート体制について	
4 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画(令和2年度～令和6年度)の振り返り ···	34
(1) 就業支援について	
(2) 子育て・生活支援について	
(3) 養育費確保に向けての支援について	
(4) 経済的支援について	
(5) サポート体制の充実について	

第3章 計画の基本方針	44
1 基本理念	
2 基本的な視点	
◆ 自立を支援する視点	
◆ 子どもの視点	
◆ 人権尊重の視点	
◆ 貧困解消の視点	
◆ 総合的支援の視点	
3 基本施策の体系	
◆ 就業支援	
◆ 子育て・生活支援	
◆ こどもを主体とした養育の推進	
◆ 経済的支援	
◆ サポート体制の充実	
第4章 具体施策の展開	47
1 就業支援	
2 子育て・生活支援	
3 こどもを主体とした養育の推進	
4 経済的支援	
5 サポート体制の充実	
第5章 施策の推進	61
1 計画の推進体制	
2 計画の進捗管理及び検証	
3 目標	
4 指標	

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割をひとりで担うこととなるため、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増加、さらに近年には物価高騰による実質賃金の低下など我が国の社会が抱える課題の影響を顕著に受ける状況に置かれており、その精神的・経済的な負担は大きなものとなっています。

国はひとり親家庭等を取り巻く厳しい状況に対応するため、平成14年11月の「母子及び寡婦福祉法」の改正以降、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、平成26年10月の父子家庭への支援対象拡充など、順次充実を図り、現在、「子育て・生活支援策」「就業支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」の4本柱による施策を推進しています。

本市においては、平成17年3月に（第1期）「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「計画」という。）を策定し、以降、平成22年、27年、31年（令和元年）度に計画の見直しを行い、今年度は、「（第4期）大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」の最終年度となります。

第4期の計画期間中に、こども施策に関する大きな動きがありました。令和5年4月にこども家庭庁が発足し、同時にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」（以下「基本法」という）が施行されました。さらに同年12月に、この「基本法」に基づき、今後5年程度を見据えたこども政策の方向性を定めた「こども大綱」が閣議決定され、ひとり親家庭等への支援は子育て当事者への支援に関する重要事項のひとつに位置づけられました。また、令和6年5月には離婚時の共同親権導入や法定養育費等を盛り込んだ改正民法が成立、令和8年までに施行される予定であり、今後ひとり親家庭等を取り巻く環境が大きく変わっていくことが予想されます。

このたび、この間のさまざまな情勢の変化などを踏まえつつ、これまで実施してきた「きめ細かな就業支援サービス」と「子育て・生活支援サービス」を中心とした総合的・計画的なひとり親家庭等自立支援施策を切れ目なく推進するため、「（第5期）大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和7年度～令和11年度）」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する「自立促進計画」として、第11条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定するものです。

計画推進にあたっては「大阪市こども計画」、「大阪市子どもの貧困対策推進計画」、「大阪市男女共同参画基本計画」、「大阪市地域福祉基本計画」、「大阪市社会的養育推進計画」、「大

阪市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」等、大阪市の各種計画・指針と連携を図ってまいります。

### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、ひとり親家庭等に関する法改正や社会状況の変動などにより、必要に応じて見直しを行います。

#### 【用語の説明】

母子家庭…離婚・死別等により配偶者のない女子が、20歳未満の児童を扶養している家庭

父子家庭…離婚・死別等により配偶者のない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭

寡婦…配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの

ひとり親家庭…母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等…母子家庭、父子家庭及び寡婦

## 【国等の動向】

参考

- 平成 14 年 3 月 母子家庭等自立支援対策大綱
- 平成 14 年 11 月 母子寡婦福祉関連法律の改正
- 経済的支援を中心とした母子寡婦福祉施策を抜本的に見直し、子育て・生活支援と就業支援を中心とした総合的な自立支援策へと転換
  - 都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる
- 平成 15 年 3 月 国の母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（対象期間平成 15 年度～平成 19 年度）

### ➤ 平成 17 年 3 月 (第 1 期)

#### 大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 17 年度～平成 21 年度）

- 平成 20 年 4 月 国の母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（対象期間平成 20 年度～平成 24 年度）→ 26 年度まで延長

### ➤ 平成 22 年 3 月 (第 2 期)

#### 大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 22 年度～平成 26 年度）

- 平成 24 年 4 月 民法等の改正
- 离婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化
- 平成 25 年 3 月 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行
- 雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等
- 平成 26 年 1 月 子どもの貧困対策の推進に関する法律施行
- 平成 26 年 4 月 次世代育成支援対策推進法の改正
- 平成 26 年 8 月 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
- 平成 26 年 10 月 母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正
- 父子家庭への支援の拡大
- 平成 27 年 4 月 生活困窮者自立支援法施行

### ➤ 平成 27 年 4 月 (第 3 期)

#### 大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

- 平成 27 年 10 月 国の基本方針※（対象期間平成 27 年度～平成 31 年度）
- 令和元年 5 月 民事執行法の改正
- 財産等の開示制度の実効性の向上
- 令和元年 11 月 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
- 令和元年 12 月 令和 2 年度税制改正の大綱閣議決定

令和 2 年 3 月 国の母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（対象期間令和 2 年度～令和 6 年度）



令和 2 年 3 月 (第 4 期)

**大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和 2 年～令和 6 年度）**

- |             |   |
|-------------|---|
| 令和 4 年 6 月  | こども基本法公布（令和 5 年 4 月施行）  |
|             | ➤ こども政策を総合的に推進することを明記   |
| 令和 5 年 4 月  | こども基本法施行  |
| 令和 5 年 12 月 | こども大綱閣議決定、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化<br>➤ 指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加<br>こども未来戦略閣議決定  |
| 令和 6 年 5 月  | こどもまんなか実行計画 2024 決定   |
| 令和 6 年 6 月  | 民法の改正（令和 8 年施行）<br>➤ 親の責務等に関する規律を新設、親権・監護等に関する規律の見直し、養育費確保に向けた見直し、安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し<br>子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正<br>➤ 法律の題名を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐこと、支援が切れ目なく行われることを明記 |

## 第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

### 1 社会的な背景

#### (1) 子どもの貧困の問題

平成30年度に14.0%であった子どもの貧困率（国民生活基礎調査）は、令和3年度調査では11.5%と減少傾向にあり、ひとり親世帯の貧困率も48.3%から44.5%へと改善しているものの、依然として非常に高い水準にあります。

令和5年12月に閣議決定された「子ども未来戦略」では、「子どものいる世帯の約1割はひとり親世帯であり、その約45%が相対的貧困の状況にあることを踏まえれば、特にひとり親家庭の自立と子育て支援は、子どもの貧困対策としても喫緊の課題であると認識する必要がある」とされています。

また、大阪市の「子どもの生活に関する実態調査」（令和6年3月）においても、ひとり親家庭、特に母子家庭は他の世帯構成と比べ、困窮度がきわめて高いことがわかっています。

#### (2) 子どもの教育機会の平等化

家庭の経済状況にかかわらず、子どもが将来の自立に向けて、必要な力を身につけるため、教育の機会の確保が必要です。

大阪市は国に先駆け、平成28年度から幼児教育の無償化を実施してきましたが、令和元年10月から、国における幼児教育・保育の無償化が開始されました。また、令和2年度からは国の高等教育段階の修学支援の新制度が始まり、令和6年度からは大阪府の高校等の授業料無償化が段階的に始まりました。

「低学歴の連鎖」は職業の選択を制限し、結果として「貧困の連鎖」となる大きな要因と言われています。貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの学ぶ機会を保障する必要があります。

#### (3) 共同親権の導入、養育費確保・親子交流支援の見直し

令和6年5月に成立した改正民法では「婚姻関係の有無にかかわらず、父母が子に関する権利の行使や義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない」とされ、離婚時の共同親権の導入とともに、養育費の履行確保や親子交流の実現に向けた規程の見直しが行われました。

大阪市においては、養育費確保に関する支援を国に先駆けて実施し、受領率は上昇してきたはいるものの、取り決めが行われていても支払われないケースが多いなど、今後も取り組みを進めていくことが必要です。

改正民法の施行は公布から2年以内とされており、法定養育費制度の詳細など、これからガイドラインにより示される事項もあることから、今後も国の動向等の情報収集を行い、ひとり親家庭のニーズ等を把握した上で、支援内容を検討する必要があります。

#### (4) 国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の加速化プランの具体的施策のひとつとして、ひとり親家庭の自立促進策があげられ、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援など、多面的に強化することが盛り込まれました。そして令和6年度にひとり親支援にかかる事業の対象者要件（児童扶養手当相当の所得要件）が見直され、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することとなりました。

大阪市においても、国の流れを踏まえて、今後の施策を検討する必要があります。

## 2 大阪市のひとり親家庭の現状

### (1) 離婚件数の推移

本市の離婚件数は、人口動態統計によると、平成15年の8,333件をピークとして減少傾向にあり、5,000件程度となっている中、本市の離婚率（人口千人当たりの年間離婚件数）は常に全国平均を上回っています。

	大阪市		大阪府		全国	
	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率
令和元年	5,881件	2.12	16,282件	1.89	208,496件	1.69
令和2年	5,219件	2.00	14,832件	1.73	193,253件	1.57
令和3年	5,067件	1.84	14,594件	1.70	184,384件	1.50
令和4年	5,052件	1.83	14,462件	1.70	179,099件	1.47
令和5年	5,057件	1.82	14,566件	1.71	183,808件	1.52

### (2) 児童扶養手当受給者の推移

本市の児童扶養手当の受給者数は、平成25年度以降減少に転じていましたが、この2年は27,000人程度となっており、そのうち父子家庭が占める割合は4%程度となっています。

#### ■児童扶養手当受給資格者数の推移

	受給資格者数	前年比 増減	受給者数			支給停止者 数
				全部支給	一部支給	
令和元年度末	29,826人	0.97	26,410人	18,096人	8,314人	3,416人
令和2年度末	29,147人	0.98	25,617人	17,083人	8,534人	3,530人
令和3年度末	28,342人	0.97	24,858人	16,347人	8,511人	3,484人
令和4年度末	27,094人	0.96	23,799人	15,426人	8,373人	3,295人
令和5年度末	27,133人	1.00	23,244人	14,959人	8,285人	3,889人

#### ■父子家庭の児童扶養手当受給資格者数の推移

	受給資格者数	前年比 増減	受給者数			支給停止者 数
				全部支給	一部支給	
令和元年度末	1,278人	0.93	963人	532人	431人	315人
令和2年度末	1,249人	0.98	919人	499人	420人	330人
令和3年度末	1,224人	0.98	919人	481人	438人	305人
令和4年度末	1,158人	0.95	874人	463人	411人	284人
令和5年度末	1,144人	0.99	846人	456人	390人	298人

本計画の策定にあたり、本市におけるひとり親家庭等の生活実態とニーズを把握するため、令和5年度に「大阪市ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。調査結果については「令和5年度大阪市ひとり親家庭等実態調査報告書」（令和6年3月）としてまとめ、本計画を策定するための基礎資料としました。

### （3）ひとり親家庭の推計数

本市におけるひとり親家庭の推計数について、実際の調査票回収における非該当率（父母不明も含む）で補正した結果、以下のように算出しました。

※大阪市内総世帯数 1,530,572世帯 (令和5年9月末現在)	母子家庭		父子家庭		
	世帯数	出現率	世帯数	出現率	
	35,795世帯	2.34%	4,527世帯	0.30%	
		↓			
総 数	母子家庭		父子家庭		
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
	35,795世帯	100.0%	4,527世帯	100.0%	
	<b>死 別</b>	<b>2,284世帯</b>	<b>6.4%</b>	<b>1,186世帯</b>	<b>26.2%</b>
	うち配偶者の病死	1,671世帯	4.7%	1,037世帯	22.9%
	配偶者の事故死	235世帯	0.7%	40世帯	0.9%
	その他の理由による配偶者の死亡	377世帯	1.1%	108世帯	2.4%
	<b>離 別</b>	<b>27,355世帯</b>	<b>76.4%</b>	<b>3,018世帯</b>	<b>66.7%</b>
	うち性格の不一致による離婚	10,005世帯	28.0%	1,253世帯	27.7%
	借金などの経済的理由による離婚	5,273世帯	14.7%	216世帯	4.8%
	暴力による離婚	3,602世帯	10.1%	81世帯	1.8%
	その他の理由による離婚	8,475世帯	23.7%	1,469世帯	32.4%
	<b>未婚・非婚</b>	<b>4,638世帯</b>	<b>13.0%</b>	<b>40世帯</b>	<b>0.9%</b>
	<b>その他</b>	<b>1,518世帯</b>	<b>4.2%</b>	<b>283世帯</b>	<b>6.3%</b>
	うち遺棄、生死不明	71世帯	0.2%	13世帯	0.3%
	別居中	1,012世帯	2.8%	135世帯	3.0%
	<b>その他</b>	<b>436世帯</b>	<b>1.2%</b>	<b>135世帯</b>	<b>3.0%</b>

※構成比は設問「ひとり親家庭になった理由」への回答者中の割合（無回答を母数から省く）

※各項目の構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、構成比に対する世帯数は一致しない場合がある。

#### (4) ひとり親家庭の平均像

主要項目について、平成30年度調査、及び令和3年度全国ひとり親世帯等実態調査の結果と比較しました。その概要は以下のとおりです。

	母子家庭				父子家庭			
	大阪市		(全国) 令和3年度	大阪市		(全国) 令和3年度		
	令和5年度	平成30年度		令和5年度	平成30年度			
ひとり親家庭の母・父の年齢	42.4歳 (死別) 47.4歳 (離別) 42.4歳	41.8歳	41.9歳	47.7歳 (死別) 49.0歳 (離別) 46.8歳	47.4歳	46.6歳		
ひとり親家庭になつてからの期間	7.3年 (死別) 6.0年 (離別) 7.1年	7.1年		5.6年 (死別) 5.3年 (離別) 5.8年	5.8年			
子どもの数	1.6人 (死別) 1.7人 (離別) 1.7人	1.6人	1.52人	1.7人 (死別) 1.7人 (離別) 1.6人	1.6人	1.54人		
同居している子どもの年齢	12.6歳 (死別) 14.9歳 (離別) 12.9歳	12.7歳		14.5歳 (死別) 14.5歳 (離別) 14.4歳	14.4歳			
労働時間	8時間18分 (死別) 8時間06分 (離別) 8時間24分	8時間30分		9時間42分 (死別) 9時間42分 (離別) 9時間42分	10時間00分			
年間総収入(世帯)	306.2万円 (死別) 366.7万円 (離別) 300.1万円	290.8万円	373万	519.9万円 (死別) 536.1万円 (離別) 514.2万円	486.5万円	606万		
年間就労収入(父・母)	246.9万円 (死別) 256.5万円 (離別) 247.7万円	229.2万円	236万	487.5万円 (死別) 515.4万円 (離別) 476.3万円	454.2万円	496万		
1か月に最低必要と考える生活費	23.4万円 (死別) 25.9万円 (離別) 23.4万円	21.5万円		28.3万円 (死別) 28.4万円 (離別) 28.1万円	27.1万円			
児童扶養手当を受給している割合	58.1% (死別) 11.3% (離別) 63.1%	62.6%	69.3% (死別) 21.8% (離別) 71.9%	22.9% (死別) 11.4% (離別) 28.1%	29.9%	46.5% (死別) 36.1% (離別) 49.4%		
生活保護受給状況	9.5% (死別) 3.1% (離別) 9.2%	11.0%	9.3%	4.2% (死別) 2.3% (離別) 4.1%	3.8%	5.1%		
養育費を受給している割合(※)	25.8%	22.0%	28.1%	9.8%	5.6%	8.7%		
持家の割合	23.2% (死別) 56.7% (離別) 21.5%	20.7%	34.4%	53.0% (死別) 59.1% (離別) 52.9%	47.0%	66.0%		

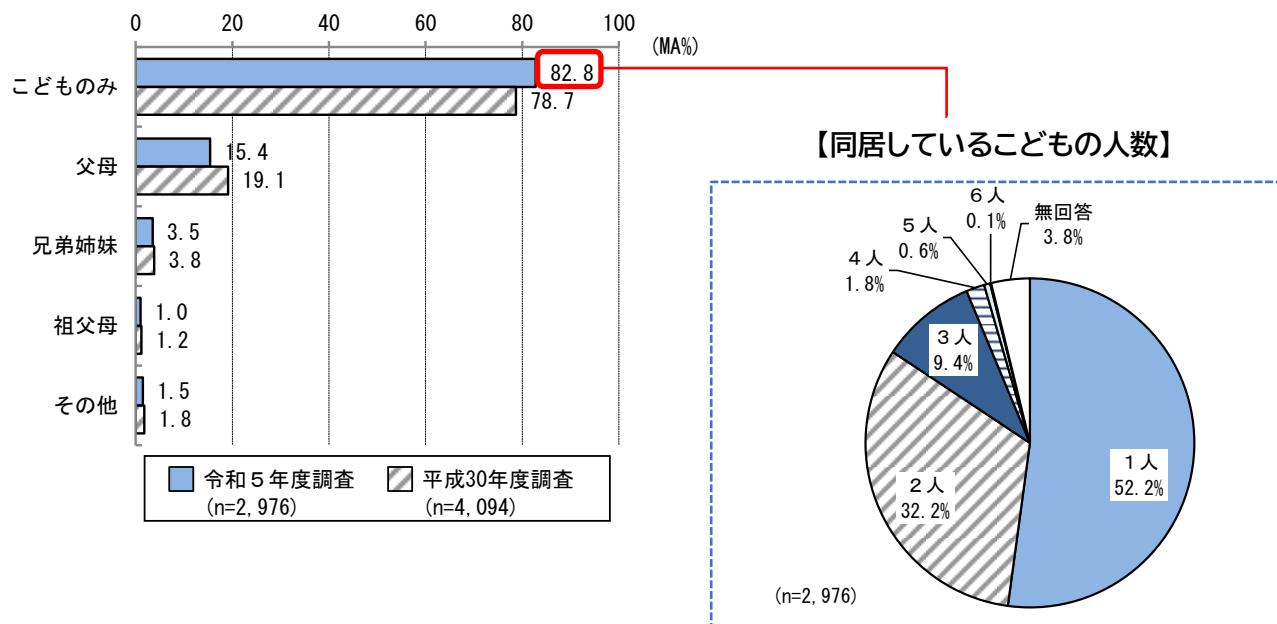
(※) 本市の調査では、養育費の取り決めをしている方のみの回答となっており、養育費の取り決めをしていない方の受給状況が含まれていない。

## (5) ひとり親家庭の状況

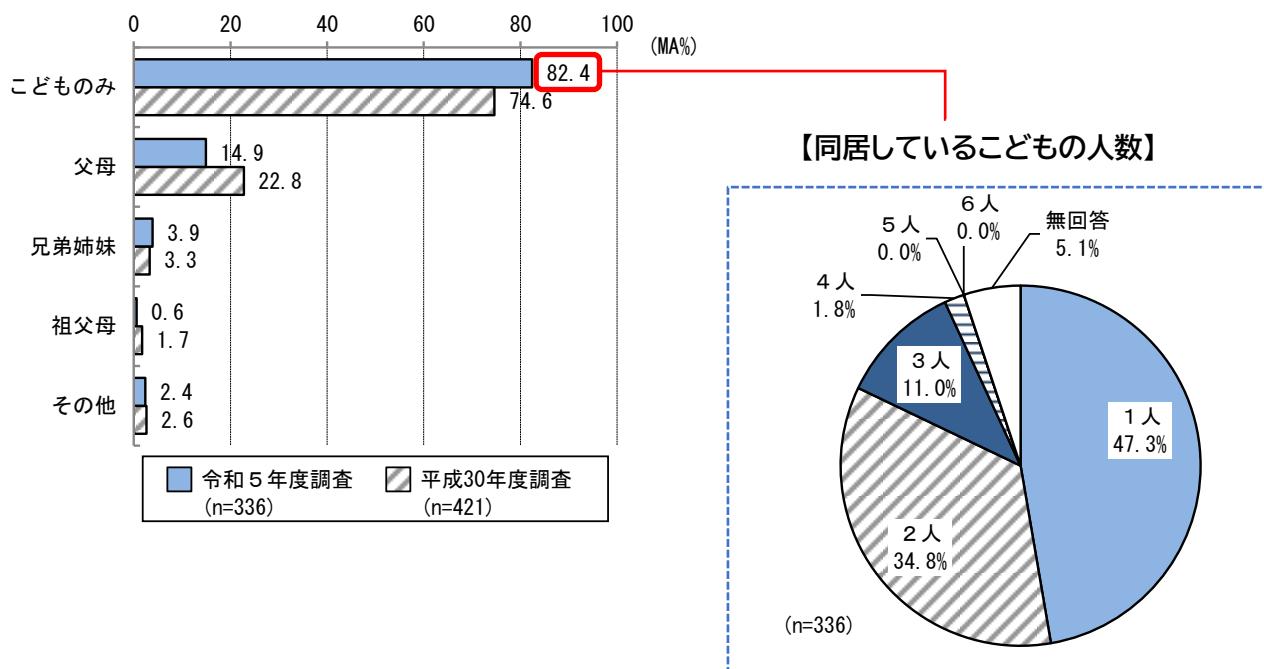
### ア 同居家族の状況

母子家庭・父子家庭ともに、同居家族が子どものみの世帯が約80%を占めており、前回調査時と比較すると、父母と同居している割合が減少しています。

【経年比較　子ども以外の同居家族（母子家庭）】

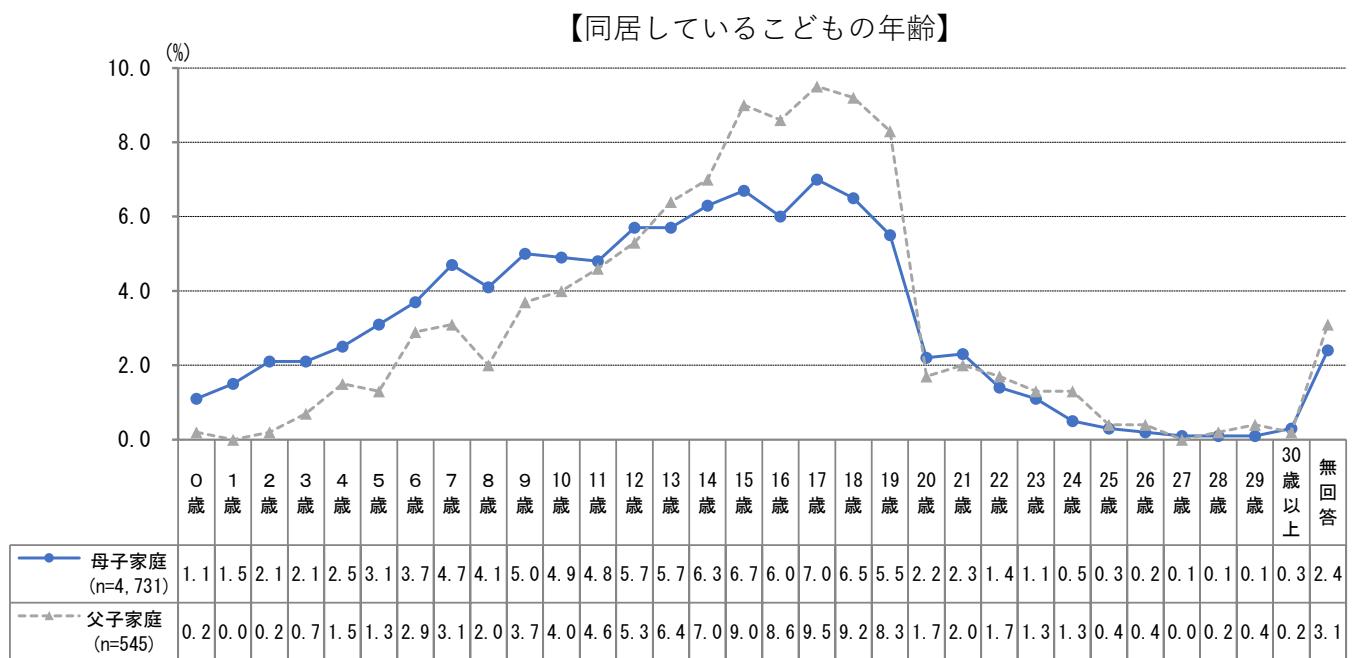


【経年比較　子ども以外の同居家族（父子家庭）】



## イ 同居している子どもの年齢

母子家庭、父子家庭ともに15～17歳を頂点とした分布となっており、0～2歳の子どものほとんどが母子家庭で暮らしています。

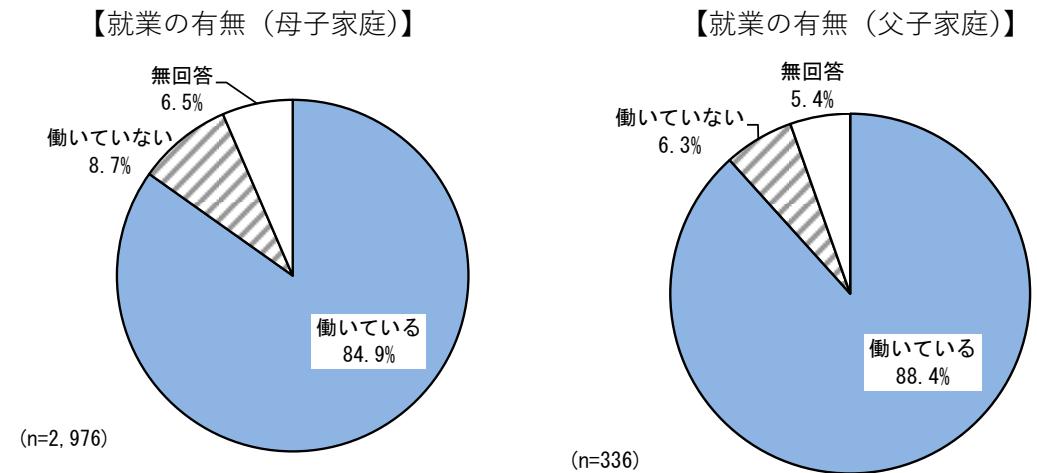


### 3 「令和5年度大阪市ひとり親家庭等実態調査」の結果

#### (1) 就業について

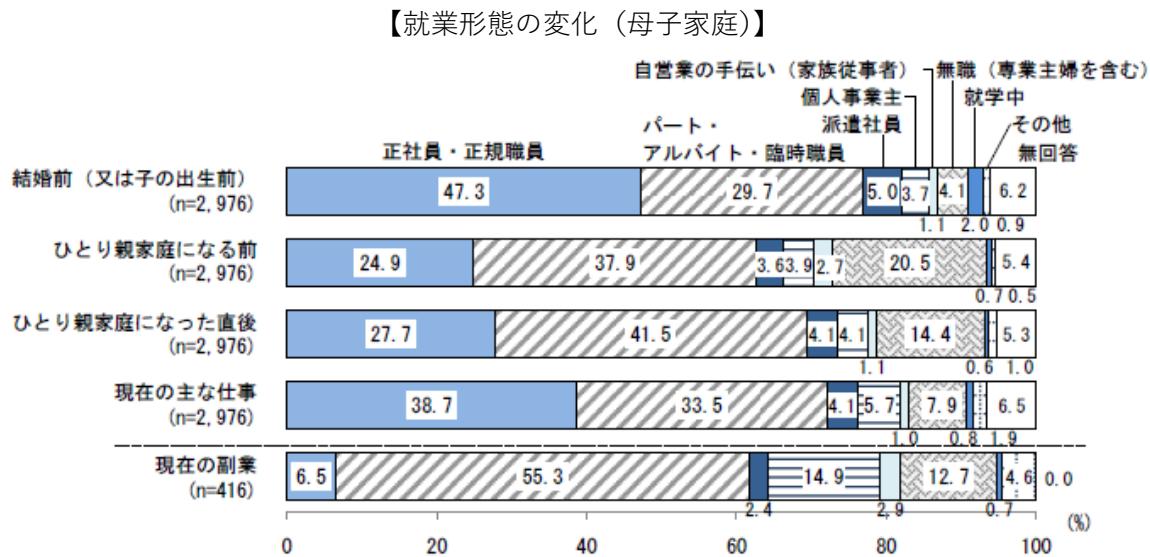
##### ア ひとり親家庭の就業状況・就業形態

ひとり親家庭の就業率は、母子家庭が84.9%、父子家庭が88.4%となっています。



母子家庭における「正社員・正規職員」は「結婚前（又は子の出生前）」47.3%から、と「ひとり親家庭になる前」24.9%と大きく減少し、「現在」は38.7%となっています。

なお、「現在」の“就業者（無職、就学中、無回答を除いた人数）”のうち、「正社員・正規職員の割合」は45.6%となっています。



※ “現在の副業”は、副業している人のみで集計している

母子家庭の現在の就業形態について、末子の年齢別にみていくと、末子が年少になるほど「正社員・正規職員」の割合が低く、特に末子が0～2歳の母親は「正社員・正規職員」よりも「パート・アルバイト・臨時職員」の方が高い割合となっています。

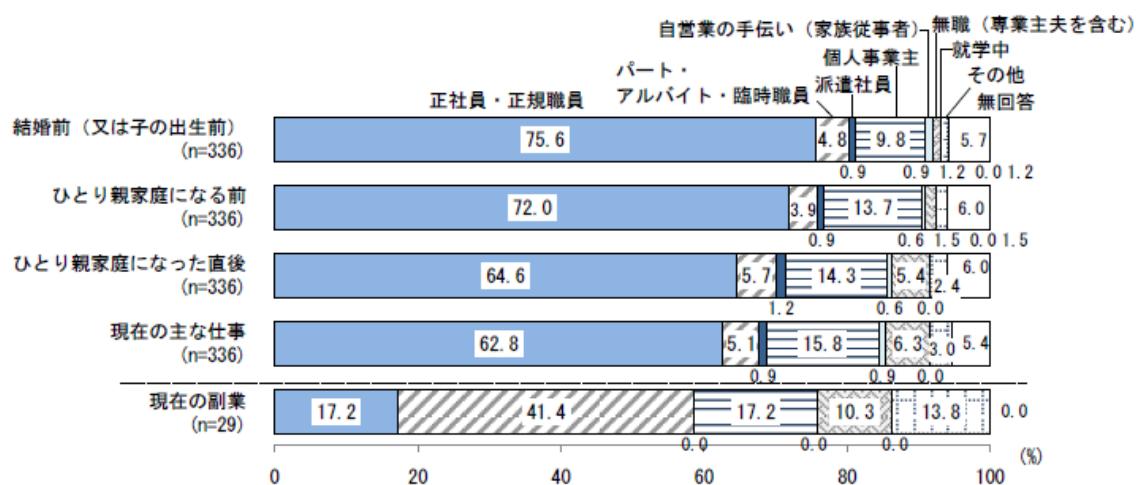
#### 【末子の年齢別 現在の就業形態（母子家庭）】

	正社員・正規職員	パート・アルバイト	派遣社員	個人事業主	自営業の手伝い（家族従事者）	（専業主婦を含む）	就学中	その他	無回答	(%)
0～2歳 (n=208)	29.8	34.1	1.9	7.7	0.0	14.9	0.5	4.3	6.7	
3～5歳 (n=308)	38.3	37.7	3.2	5.2	0.6	7.5	1.0	1.0	5.5	
6～8歳 (n=451)	36.1	34.8	3.3	5.5	0.9	7.3	2.0	2.2	7.8	
9～11歳 (n=472)	39.6	35.4	4.4	4.4	1.3	7.2	0.2	1.7	5.7	
12～14歳 (n=508)	39.6	33.7	5.1	6.9	1.6	7.5	0.8	1.6	3.3	
15～17歳 (n=596)	42.8	30.0	4.0	5.7	1.2	8.2	0.3	2.5	5.2	
18～19歳 (n=319)	43.3	34.2	5.6	5.3	0.3	6.0	0.6	0.6	4.1	

父子家庭の就業形態については、経過にかかわらず「正社員・正規職員」が過半数を占めており、「現在」の「正社員・正規職員」は62.8%となっています。

なお、「現在」の“就業者（無職、就学中、無回答を除いた人数）”のうち、「正社員・正規職員の割合」は71.0%となっています。

#### 【就業形態の変化（父子家庭）】

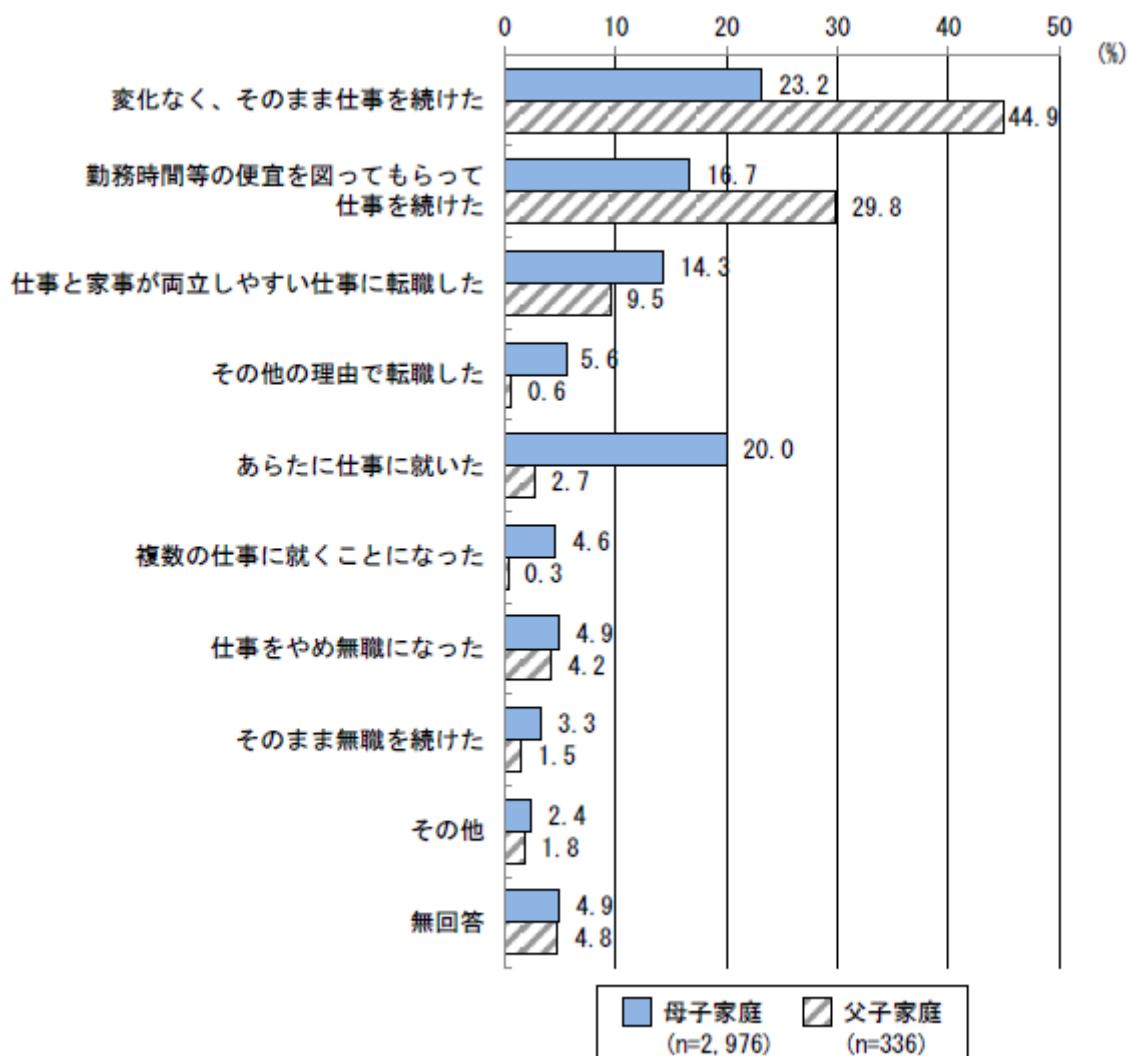


※ “現在の副業”は、副業している人のみで集計している。

## イ ひとり親家庭になる前後の就業状況

ひとり親家庭になる前後での仕事の変化をみていくと、父子家庭と比べ、母子家庭はそのまま仕事を続けた割合が低く、転職またはあらたに仕事に就く方の割合が多い結果となっています。

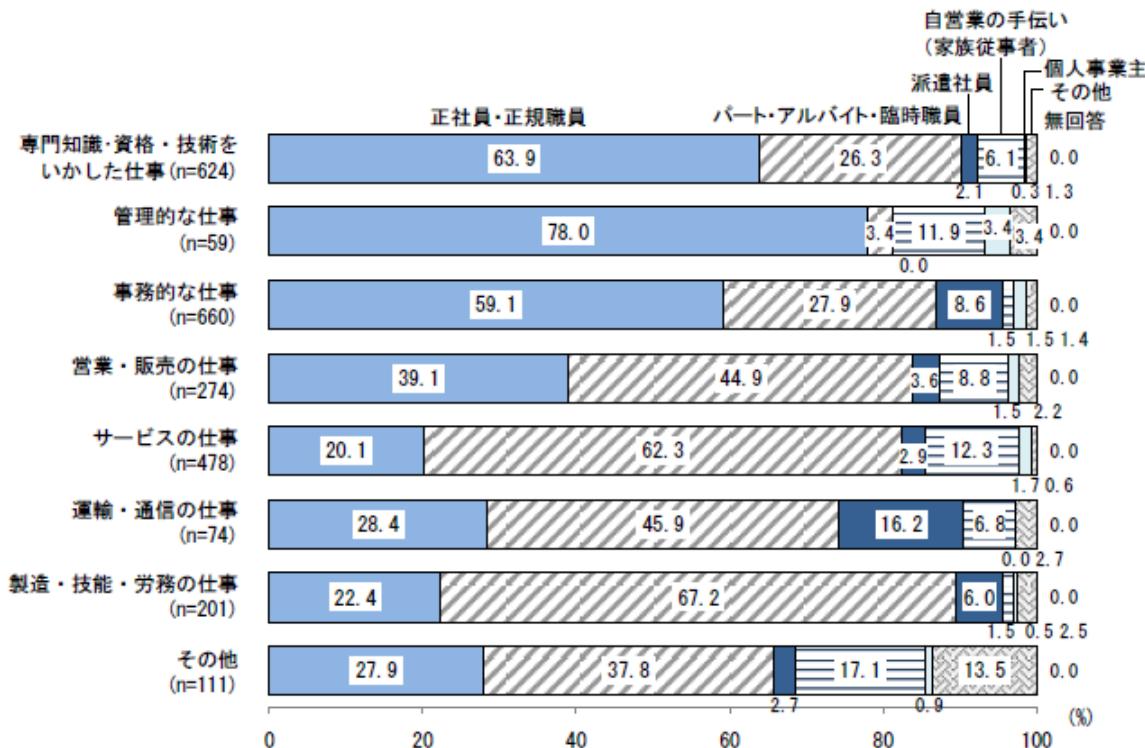
【ひとり親家庭になる前後の仕事の変化】



## ウ 職種別の就業形態の状況

職種別の就業形態の状況としては、専門知識・資格・技術をいかした仕事では正社員・正規職員の割合が63.9%と高い結果となっています。

【現在の職種別 就業形態の変化（母子家庭）】



## (2) 子育て・生活について

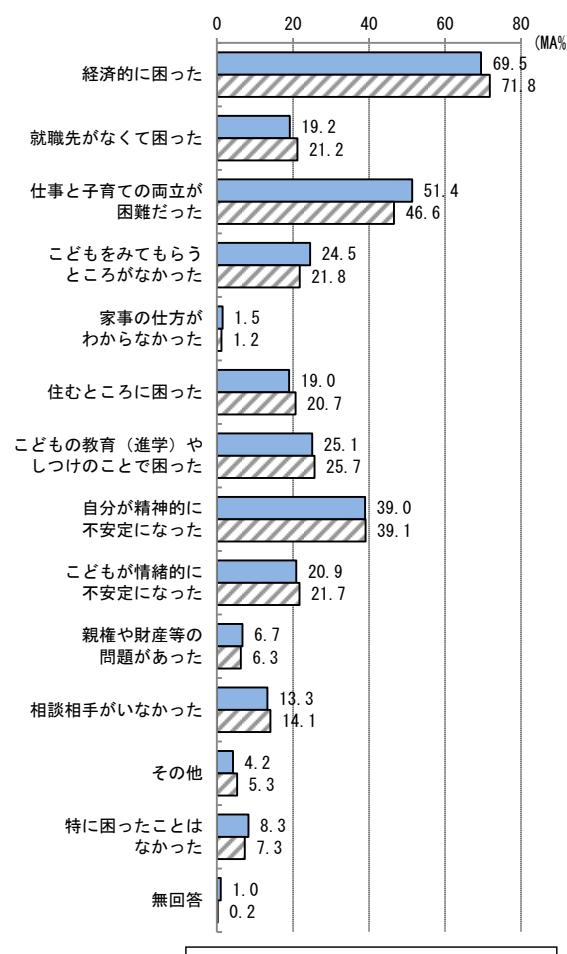
### ア ひとり親家庭になったとき、困ったこと

母子家庭、父子家庭ともに「仕事と子育ての両立が困難だった」との回答が多く、母子家庭と父子家庭を比較すると、母子家庭では仕事・住居・収入での悩みが多くなっており、父子家庭では家事・相談相手の不在についての悩みが多くなっています。

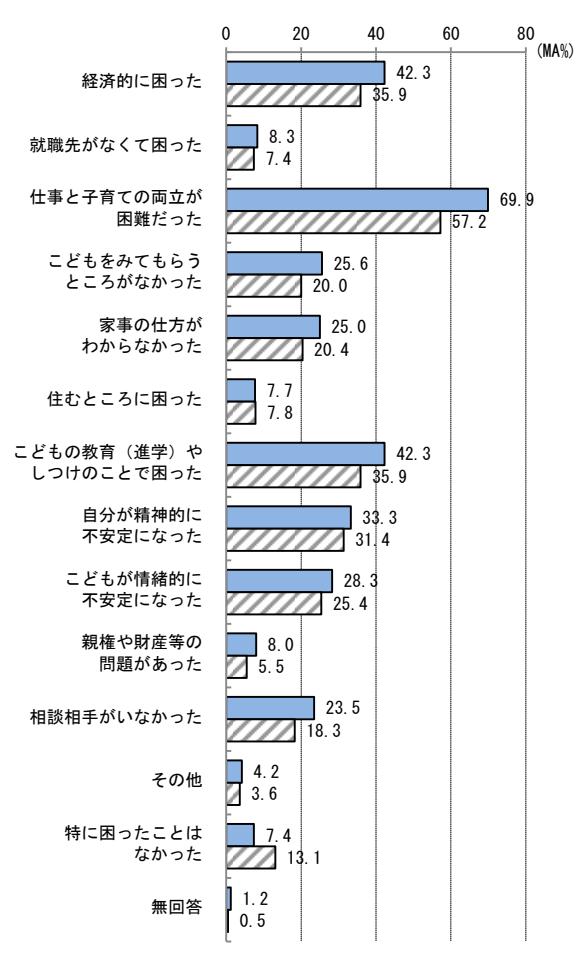
また、母子家庭、父子家庭とも「自分が精神的に不安定になった」や「子どもが精神的に不安定になった」の回答が3番から4番目に高くなっています。

【ひとり親家庭になったとき、困ったこと】

【母子家庭】



【父子家庭】

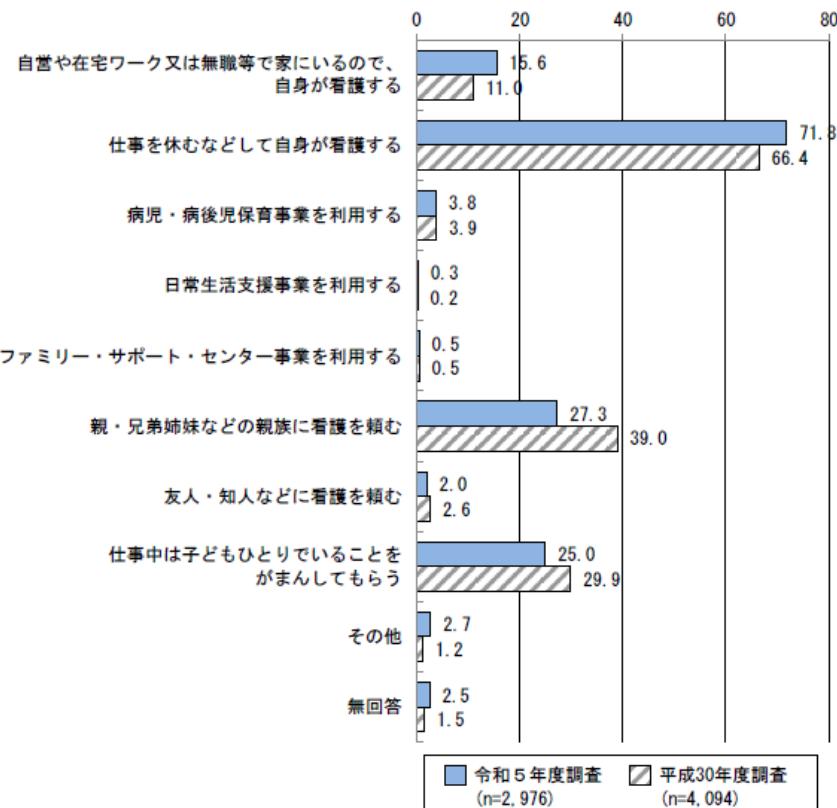


## イ こどもが病気になったときの対応

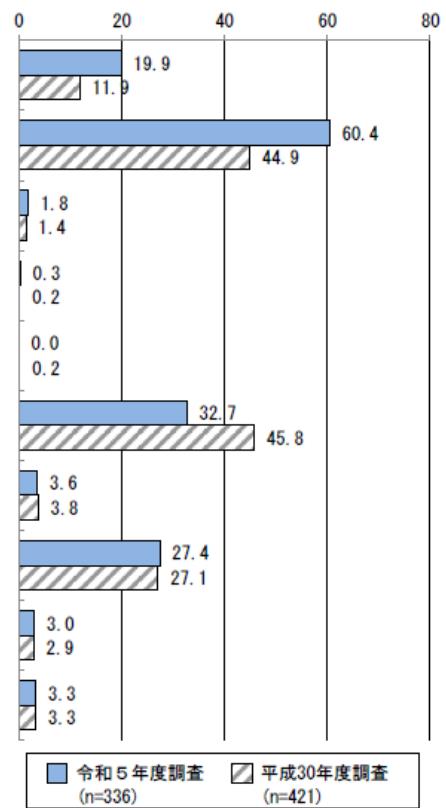
こどもが病気になったときの対応をみていくと、母子家庭・父子家庭ともに親族を頼る割合が前回調査時よりも減少し、自身が看護するとの割合が増えています。

【経年比較　こどもが病気になったときの対応】

【母子家庭】



【父子家庭】

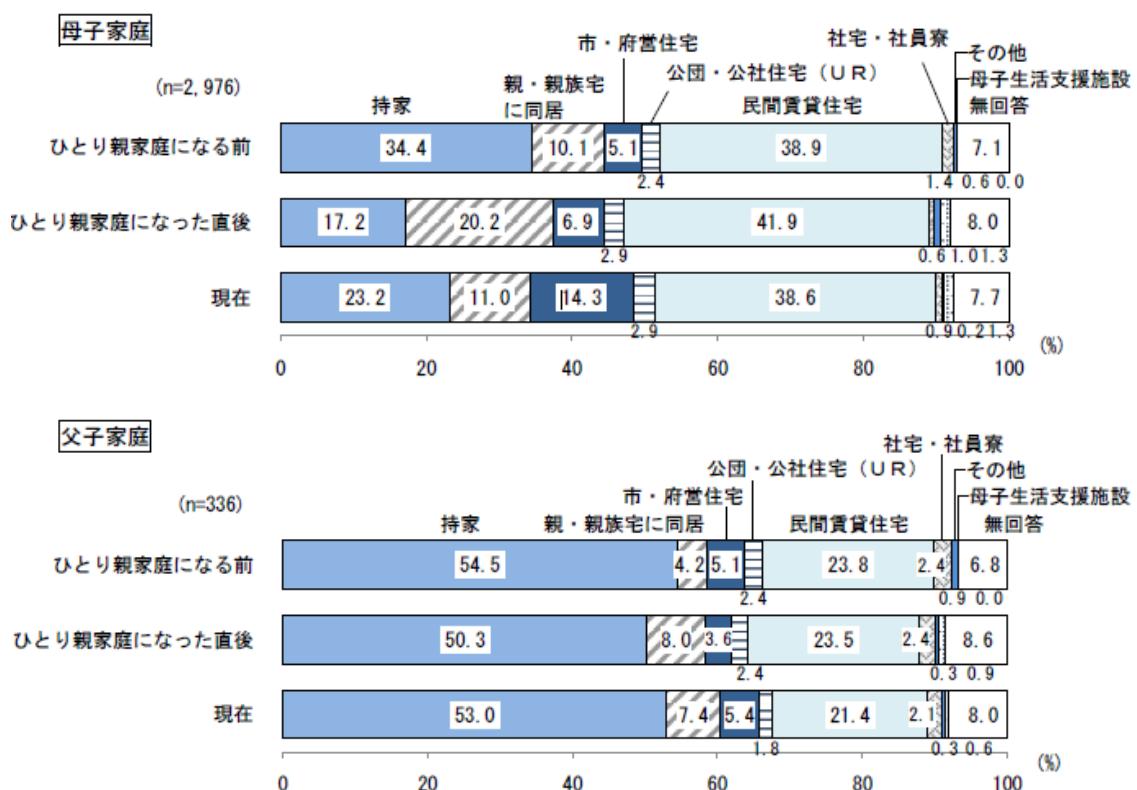


## ウ 住居について

ひとり親家庭になったときに転居したかについて、「転居した」が母子家庭では59.9%、父子家庭では27.1%と母子家庭の方が32.8ポイント高くなっています。

また母子家庭では、父子家庭と比べて現在「持家」に住んでいる割合が29.8ポイント低く、またひとり親家庭になる前、ひとり親家庭になった直後に比べ、現在の「市・府営住宅」が14.3%と増加しています。

【住居の変化及び現在の住居】



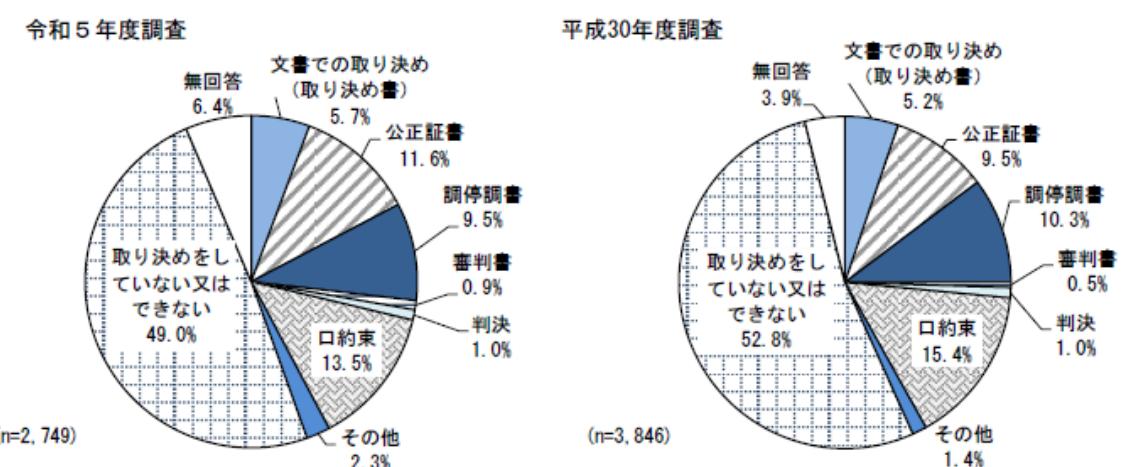
### (3) 養育費・親子交流について

#### ア 母子家庭における養育費の取り決め状況

母子家庭で、「何らかの取り決め」をしている割合は44.5%であり、そのうち「公正証書など強制執行が可能な文書（債務名義）」で取り決めを交わしている割合は23.0%となっています。

平成30年度調査と比べると、「公正証書」での取り決めが9.5%から11.6%と2.1ポイント高くなっています。

【経年比較 養育費に関する取り決めの状況（母子家庭）】



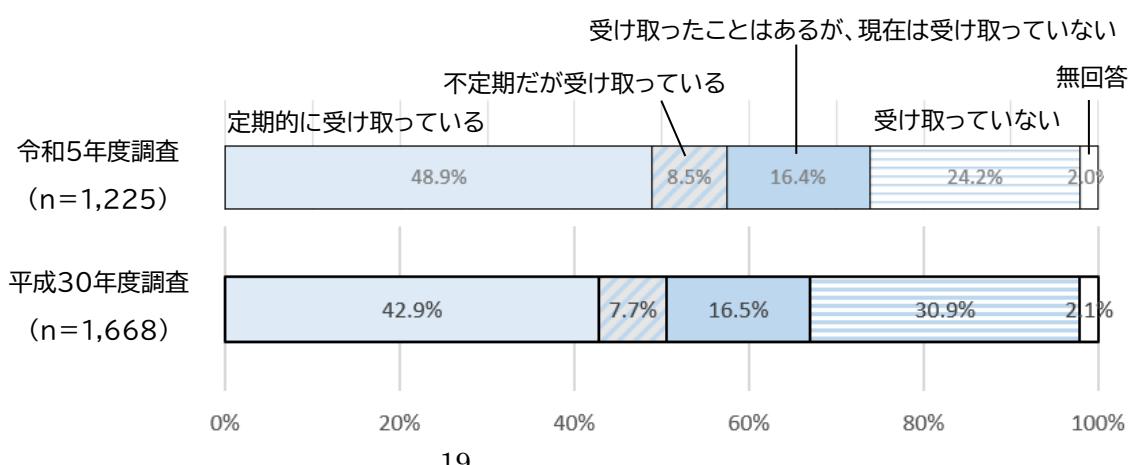
#### イ 母子家庭における養育費の受領状況

##### a. 母子家庭における養育費の取り決めをしている場合の受領状況

母子家庭における養育費の取り決めをしている場合の養育費の受領率は、「定期的に受け取っている」48.9%、「不定期だが受け取っている」8.5%と合わせて、57.4%となり、前回調査と比べると、50.6%から57.4%へ6.8ポイント高くなっています。

また、養育費の月額について、母子家庭では平均月額5.2万円となっています。

【経年比較 養育費の取り決めをしている場合の養育費の受領状況（母子家庭）】

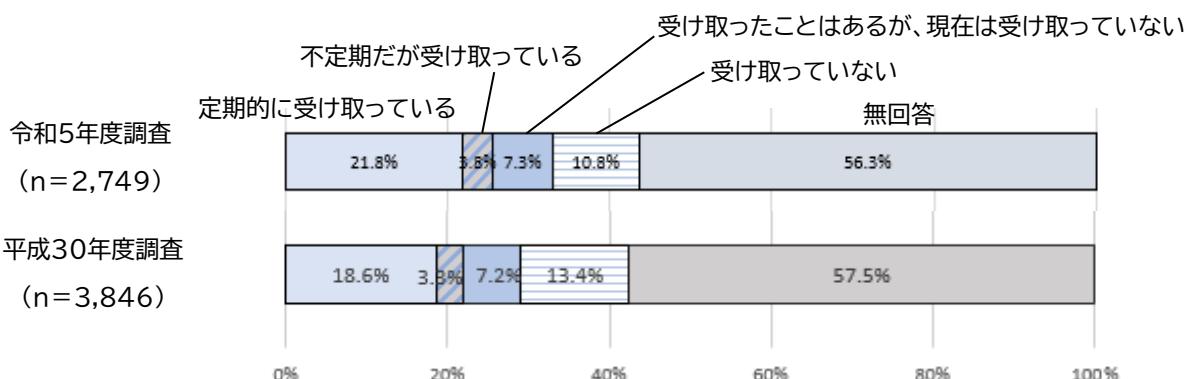


### b. 母子家庭における養育費の取り決めの有無に関する養育費の受領状況

母子家庭における養育費の取り決めの有無に関する養育費の受領率は 25.8% と前回調査の 22.0% から 3.8 ポイント高くなっています。(※)

(※)今回及び前回の調査では、「養育費の取り決めをしていない方の養育費の受領率」が含まれないため、受領率 25.8% は実際よりも過少の見込みとなっています。

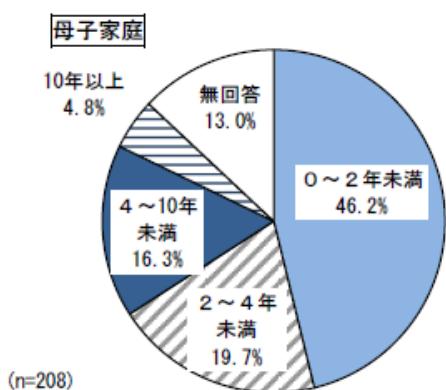
#### 【経年比較 養育費の取り決めの有無に関する養育費の受領状況（母子家庭）】



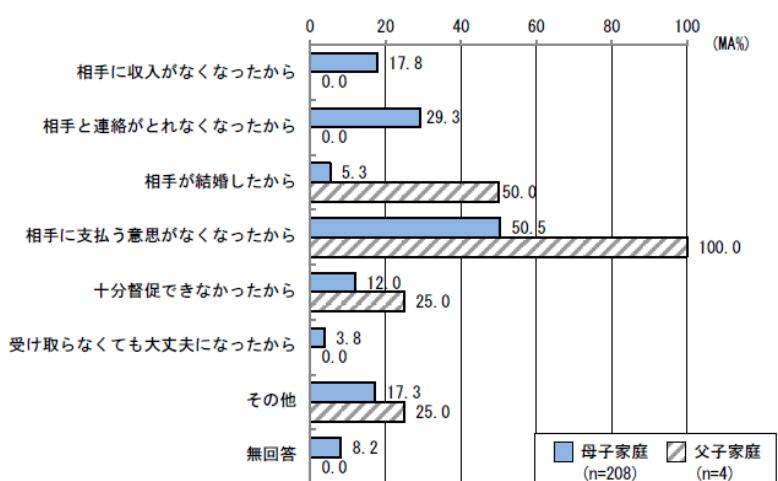
### ウ 養育費が支払われなくなったときの状況

養育費が支払われていた状況について、ひとり親になってからの期間別でみると、ひとり親になって年数が経つほど養育費が支払われなくなり、また養育費を受け取れなくなった理由としては、「相手と連絡がとれなくなったから」「相手に支払う意思がなくなったから」等があげられています。

#### 【養育費が支払われていた時期】

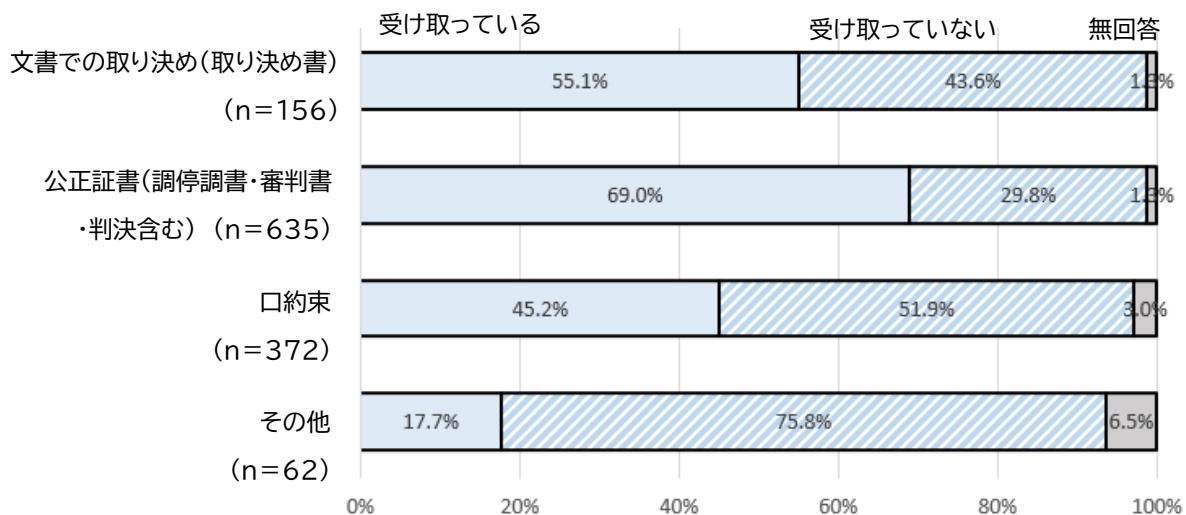


#### 【養育費を受け取れなくなった理由】



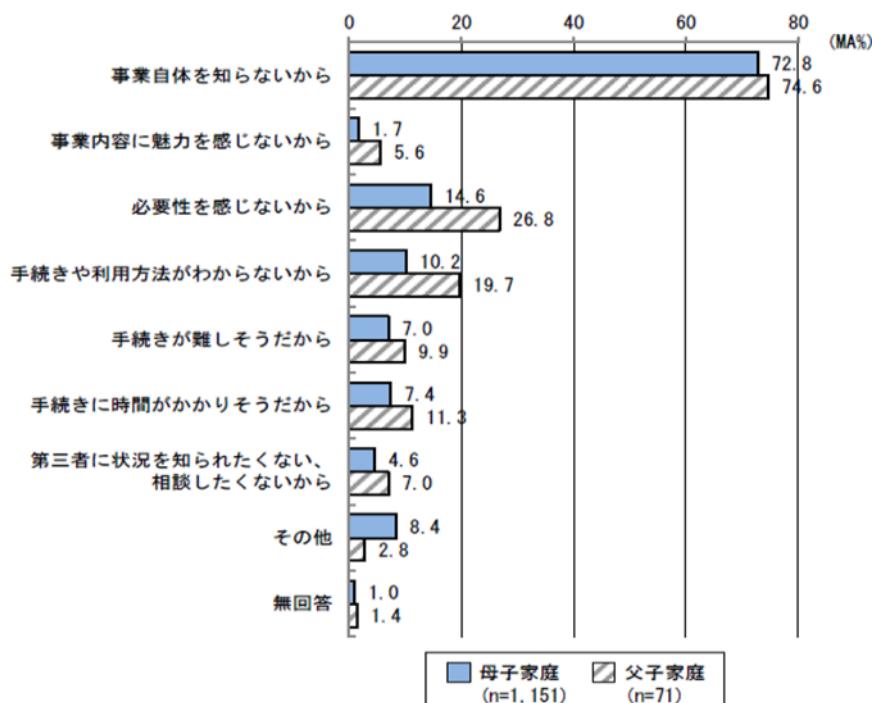
養育費内容別に養育費の受領状況をみると、「公正証書（調停調書・審判書・判決含む）」において、「受け取っている」が69.0%となっています。

#### 【養育費の取り決め内容別 養育費の受領状況（母子家庭）】



回答者のうち養育費確保のトータルサポート事業を利用していると回答したのはわずか4%と非常に少なく、利用していない理由として、母子家庭・父子家庭ともに70%強が「事業自体を知らない」と答えています。

#### 【養育費確保のトータルサポート事業を利用していない理由】

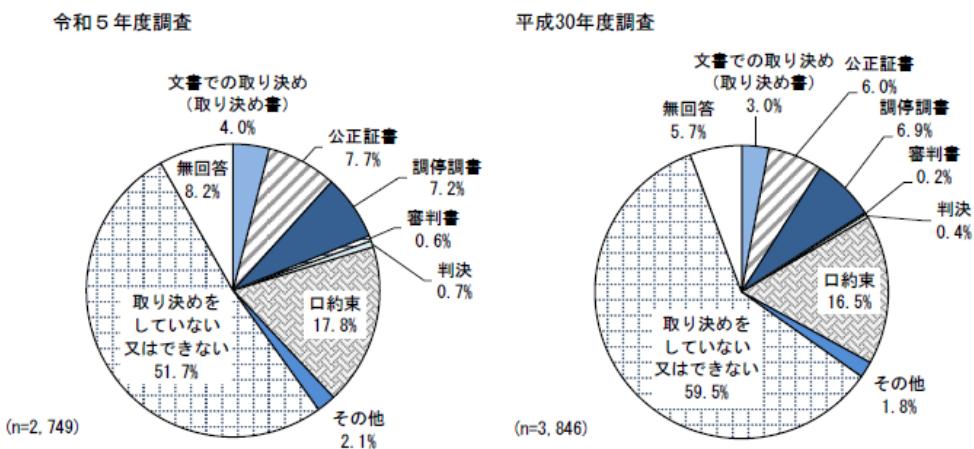


## エ 親子交流の状況

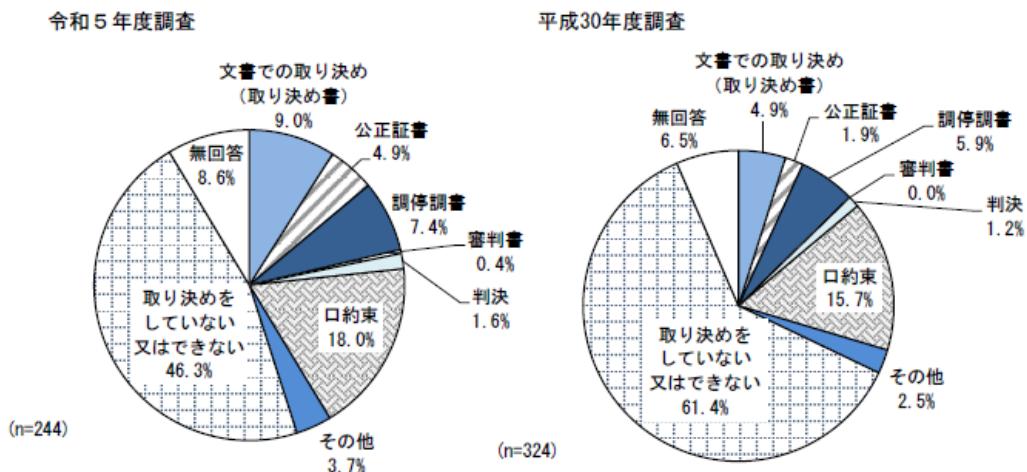
親子交流について、「何らかの取り決め」をしている割合は、母子家庭で40.1%、父子家庭で45.0%であり、前回調査と比べると母子家庭で34.8%から40.1%へ5.3ポイント、父子家庭で32.1%から45.0%へ12.9ポイント高くなっています。

【経年比較 親子交流の取り決め状況】

### 【母子家庭】



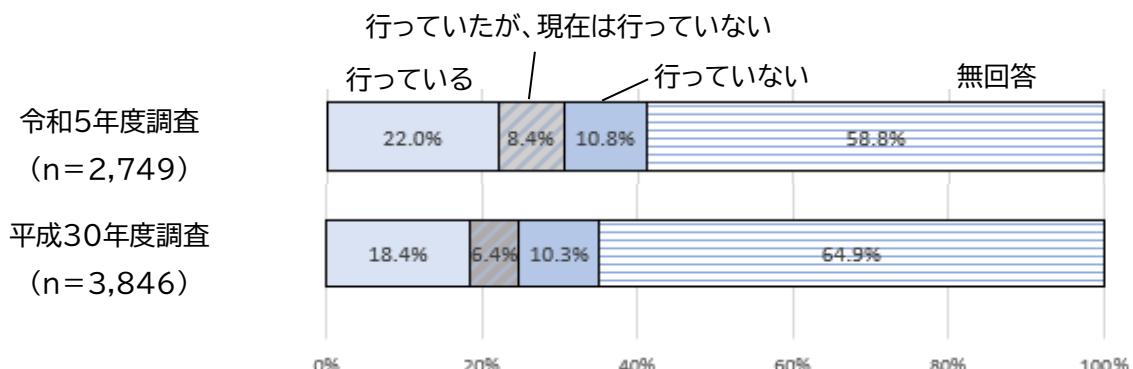
### 【父子家庭】



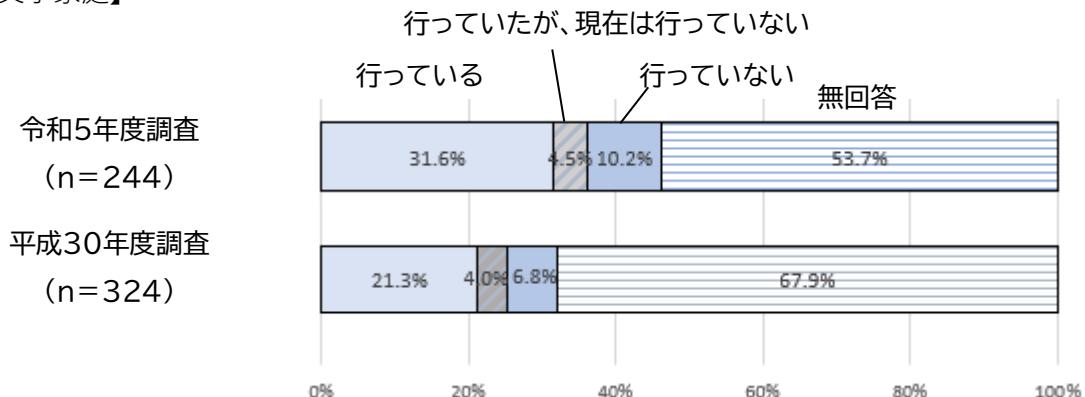
親子交流の実施状況は、母子家庭で22.0%、父子家庭で31.6%となっており、ひとり親になって年数が経つほど実施率が低くなる傾向にあります。

【経年比較 親子交流の実施状況（取決め行っていないものも含む）】

【母子家庭】



【父子家庭】

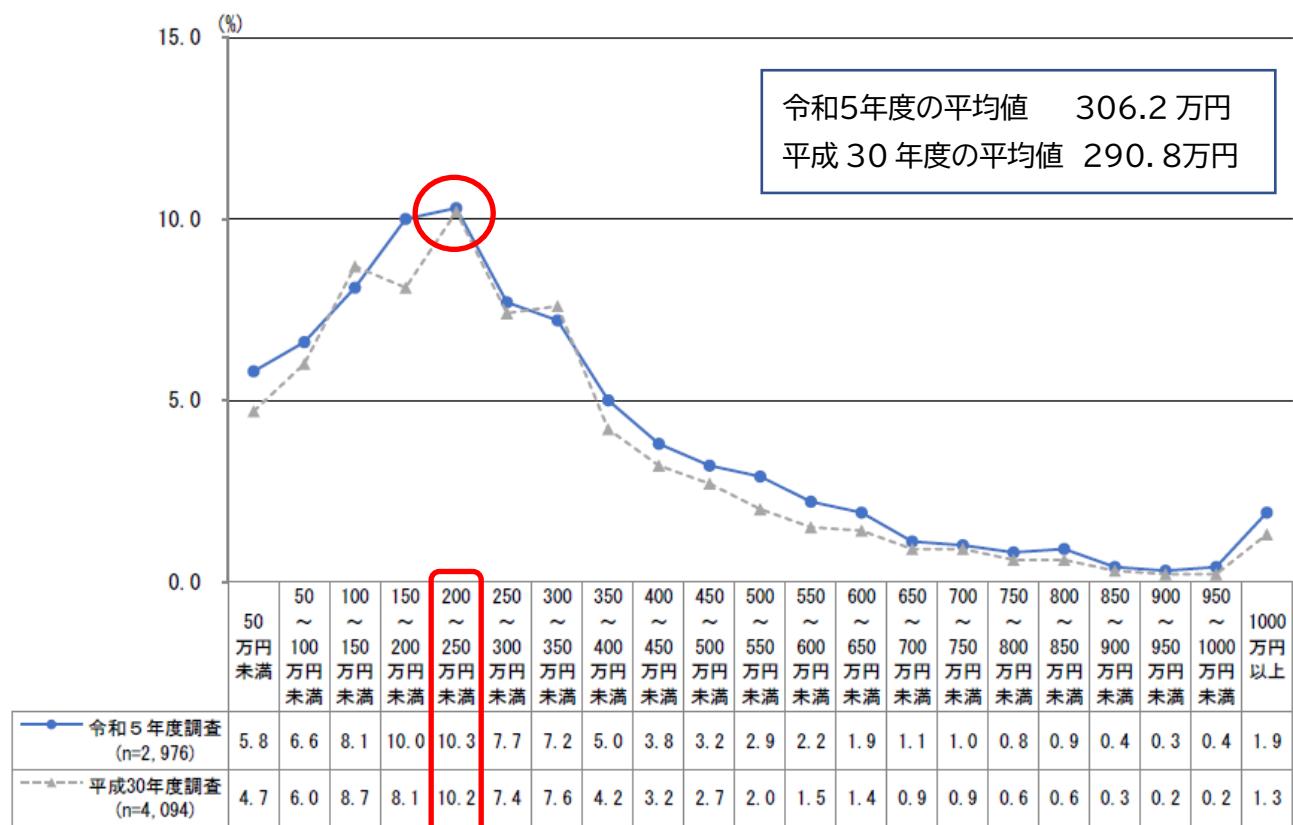


## (4) 経済的な状況について

### ア 年間の収入状況

母子家庭では、同居親族等を含む世帯全員の年間総収入（世帯全員の就労収入に手当・年金・養育費等をすべて足した額）は「200～250万円未満」が10.3%で最も多く、各項目を代表値に変換して算出した平均額は306.2万円と前回調査の290.8万円から15.4万円高くなっています。

【経年比較 世帯の年間総収入（母子家庭）】



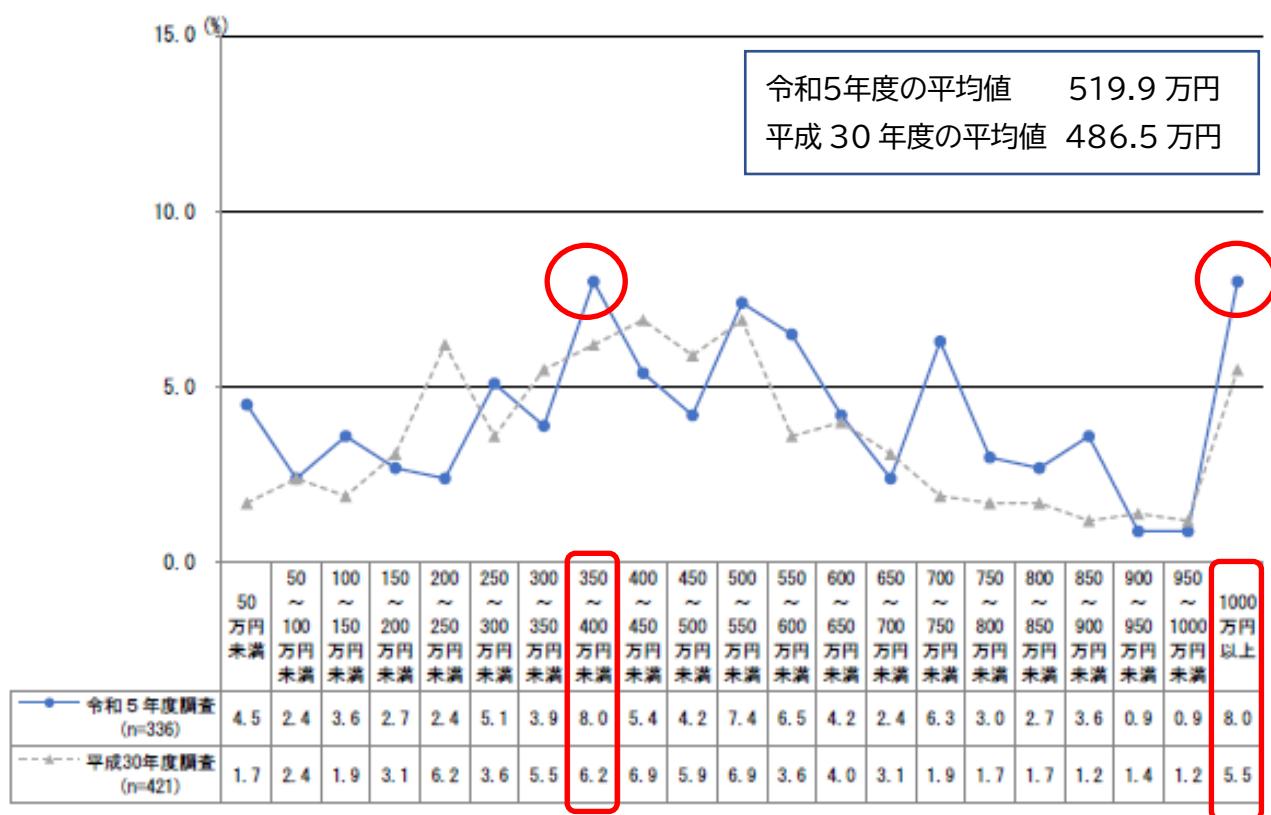
※グラフから「無回答」を省いている

### 【参考：各項目の代表値】

選択肢	代表値(万円)	選択肢	代表値(万円)
50万円未満	25	550～600万円未満	575
50～100万円未満	75	600～650万円未満	625
100～150万円未満	125	650～700万円未満	675
150～200万円未満	175	700～750万円未満	725
200～250万円未満	225	750～800万円未満	775
250～300万円未満	275	800～850万円未満	825
300～350万円未満	325	850～900万円未満	875
350～400万円未満	375	900～950万円未満	925
400～450万円未満	425	950～1,000万円未満	975
450～500万円未満	475	1,000万円以上	1025
500～550万円未満	525		

父子家庭では、世帯の年間総収入は「350～400万円未満」「1,000万円以上」が同率で8.0%と最も多く、世帯によって大きく収入状況が異なっています。各項目を代表値に変換して算出した平均額は519.9万円と前回調査の486.5万円から33.4万円高くなっています。

### 【経年比較 世帯の年間総収入（父子家庭）】



## イ 親と子どものみの世帯の等価可処分所得の状況

世帯員の生活水準をより実際の感覚に近い状態で示すため、親と子どものみの世帯について、等価可処分所得（世帯の総収入から税金や社会保険料等を差し引いた所得[可処分所得]を世帯人数の平方根で割ったもの）を算出しました。

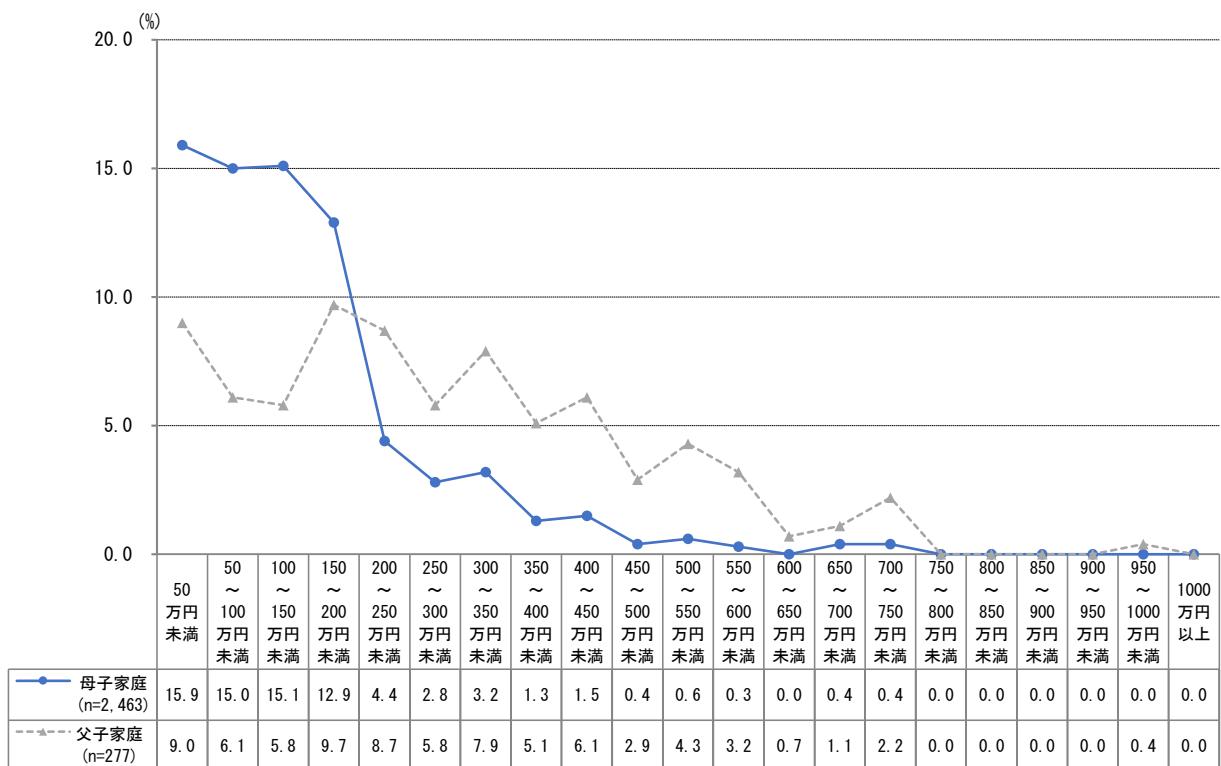
母子家庭（親と子どものみの世帯）では、「50万円未満」が15.9%、次いで「100～150万円未満」が15.1%、「50～100万円未満」が15.0%、合わせて46.0%と半数近くが150万円未満であることがわかります。なお、平均値が144.4万円となっています。

父子家庭（親と子どものみの世帯）では、「150～200万円未満」が9.7%、次いで「50万円未満」が9.0%、「200～250万円未満」が8.7%となっています。なお、平均値が280.4万円となっています。

令和5年度に実施された「大阪市子どもの生活に関する実態調査」において、小5・中2のいる世帯の等価可処分所得中央値は265万円、5歳児のいる世帯の等価可処分所得中央値は280万円となっています。

中央値の50%未満の所得を相対的貧困の基準として考えるため、母子家庭の等価可処分所得は、相対的貧困の基準に近く、困窮度が高い状態にあります。

【世帯の等価可処分所得（親と子どものみの世帯）】



【主な属性別 代表値による算出の等価可処分所得の平均値（親と子どものみの母子家庭）】

母子家庭全体 144.4万円	
母親の年齢別	母親の最終学歴別
16～19歳	17.7 万円
20～24歳	76.3 万円
25～29歳	92.3 万円
30～34歳	123.2 万円
35～39歳	127.3 万円
40～44歳	151.6 万円
45～49歳	158.8 万円
50～54歳	165.1 万円
55～59歳	154.8 万円
60歳以上	71.7 万円
ひとり親家庭となってからの期間別	
0～2年未満	146.7 万円
2～4年未満	160.8 万円
4～10年未満	142.3 万円
10年以上	146.5 万円
現在の就業形態別	
正社員・正規職員	211.7 万円
パート・アルバイト・臨時職員	90.6 万円
派遣社員	114.0 万円
個人事業主	164.6 万円
自営業の手伝い（家族従事者）	131.1 万円
無職（専業主婦を含む）	58.9 万円
就学中	86.6 万円
その他	164.6 万円

※回答者のみの平均額とする。

【主な属性別 代表値による算出の等価可処分所得の平均値（親と子どものみの父子家庭）】

父子家庭全体 280.4万円	
父親の年齢別	父親の最終学歴別
16～19歳	-
20～24歳	-
25～29歳	-
30～34歳	209.7 万円
35～39歳	265.5 万円
40～44歳	288.0 万円
45～49歳	278.6 万円
50～54歳	302.4 万円
55～59歳	302.9 万円
60歳以上	140.0 万円
ひとり親家庭となってからの期間別	
0～2年未満	320.3 万円
2～4年未満	265.0 万円
4～10年未満	251.2 万円
10年以上	303.9 万円
現在の就業形態別	
正社員・正規職員	330.6 万円
パート・アルバイト・臨時職員	156.5 万円
派遣社員	229.8 万円
個人事業主	205.9 万円
自営業の手伝い（家族従事者）	299.7 万円
無職（専業主夫を含む）	86.1 万円
就学中	-
その他	322.5 万円

※回答者のみの平均額とする。

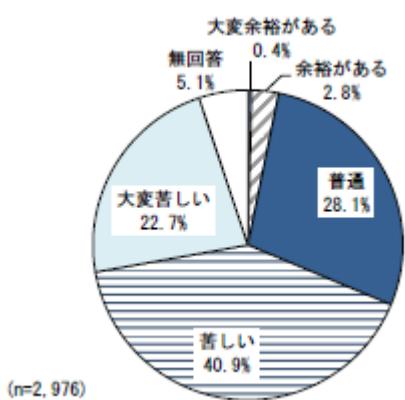
## ウ 現在の生活の状況

母子家庭では「苦しい」との回答が40.9%で最も多く、「大変苦しい」と合わせると63.6%となっています。

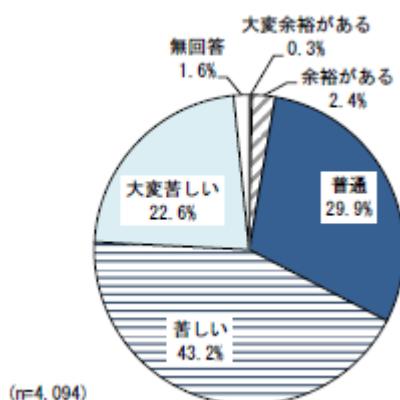
【経年比較 現在の生活の状況】

### 【母子家庭】

令和5年度調査



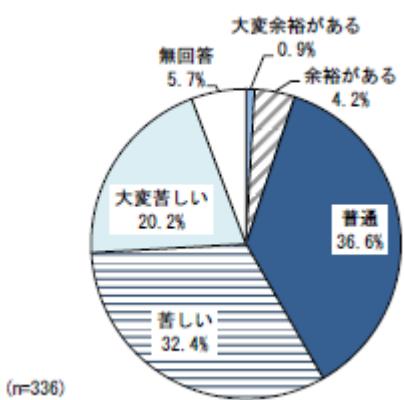
平成30年度調査



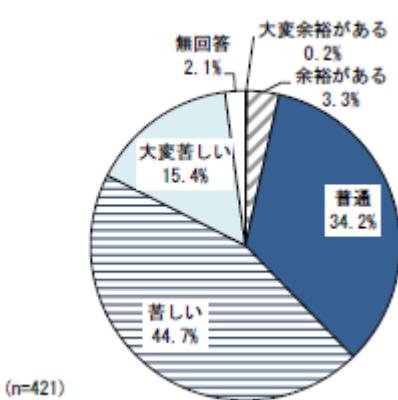
父子家庭では、「普通」との回答が36.6%で最も多く、「苦しい」「大変苦しい」を合わせた結果は52.6%となっています。

### 【父子家庭】

令和5年度調査



平成30年度調査



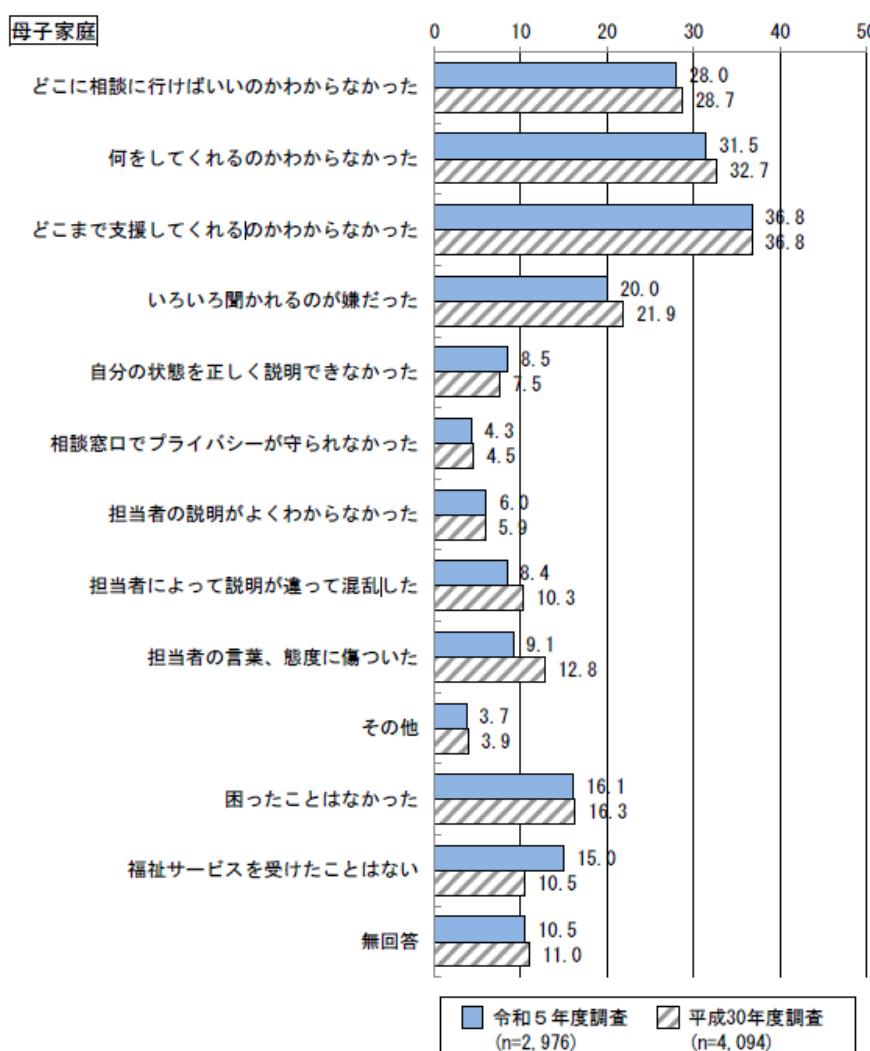
## (5) サポート体制について

### ア 福祉サービスを受けるときに困ったこと

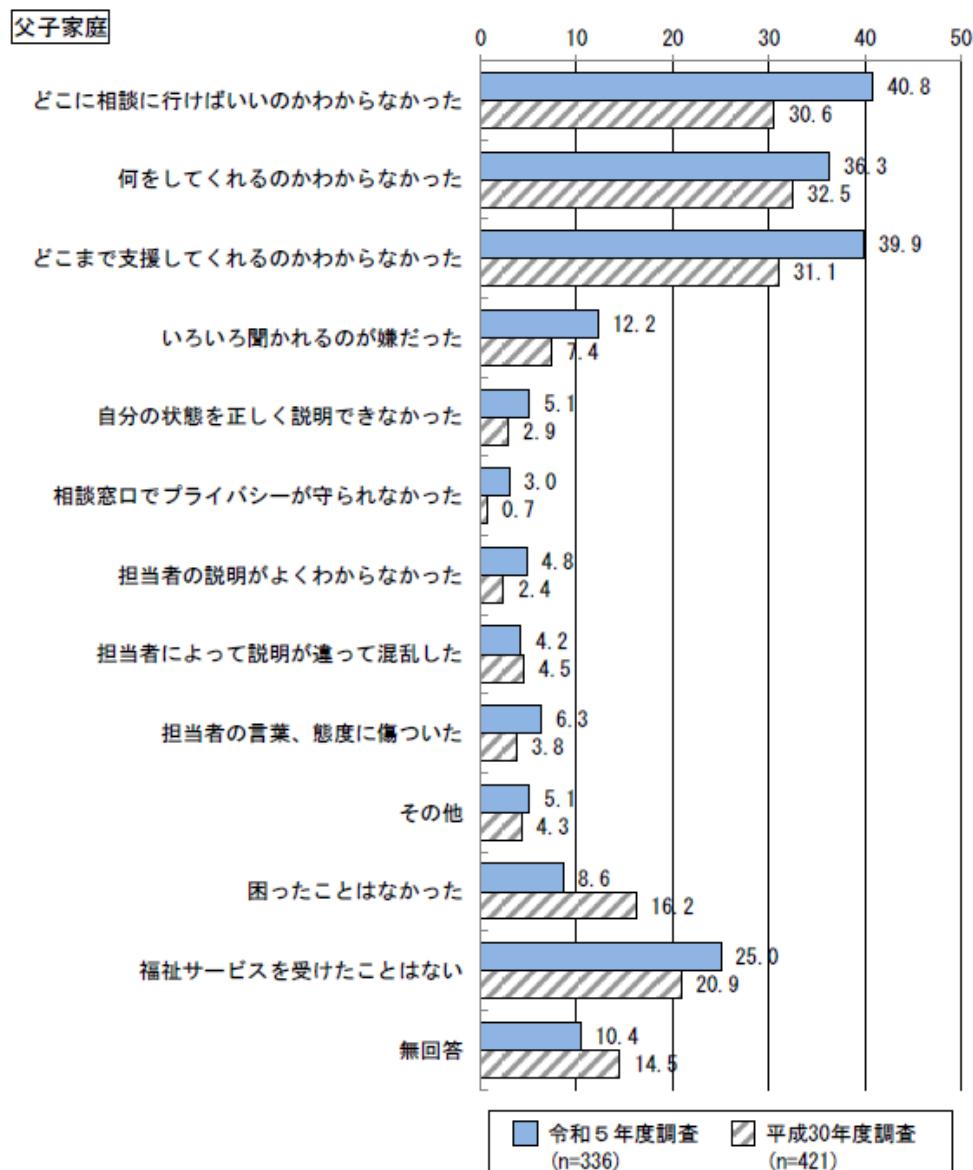
母子家庭・父子家庭ともに、「どこまで支援してくれるのかわからなかった」、「何をしてくれるのかわからなかった」、「どこに相談に行けばいいのかわからなかった」が上位3項目に挙がっており、福祉サービスの認知度の低さがうかがえます。

母子家庭では福祉サービスを受けるときに不満だった内容として、「いろいろ聞かれるのが嫌だった」が20.0%と多くなっています。

【経年比較 福祉サービスを受けるときに困ったこと】



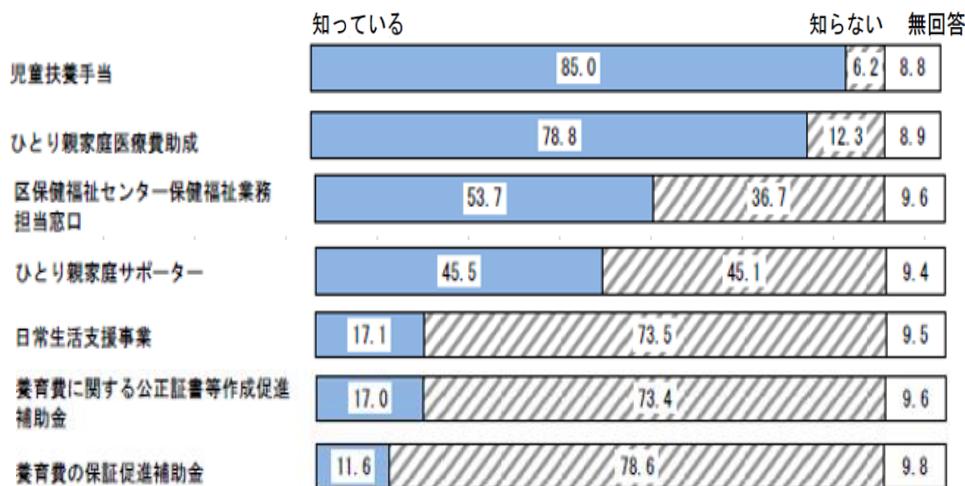
父子家庭では、「困ったことはなかった」が16.2%から8.6%へ7.6ポイント低くなり、「どこに相談に行けばいいのかわからなかった」が30.6%から40.8%へ10.2ポイント高くなっています。



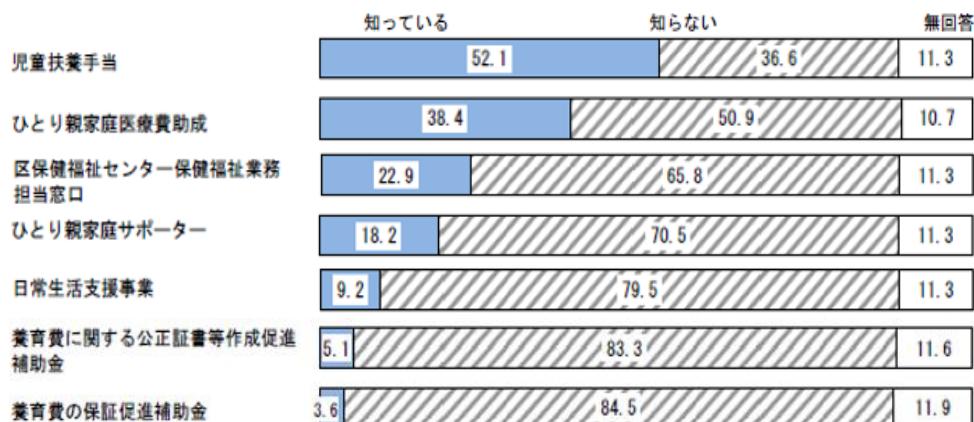
ひとり親家庭等支援策の認知度も父子家庭は母子家庭と比べて全体的に低くなっています。

### 【施策の認知度（抜粋）】

#### 【母子家庭】



#### 【父子家庭】

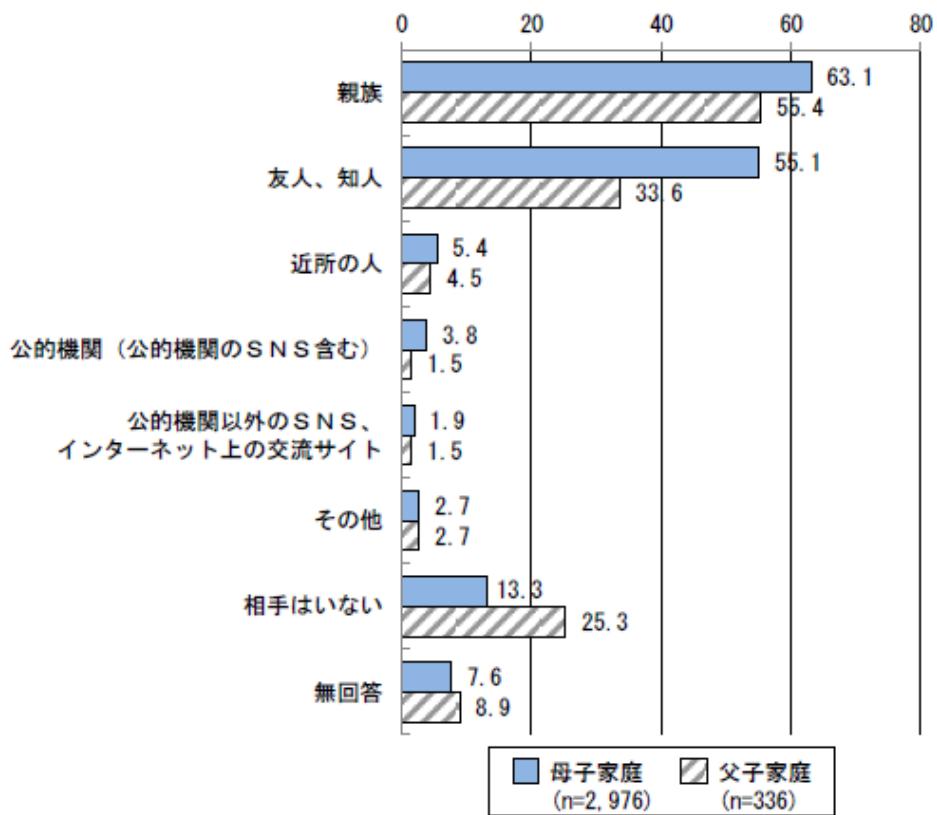


#### イ 困ったときの相談先

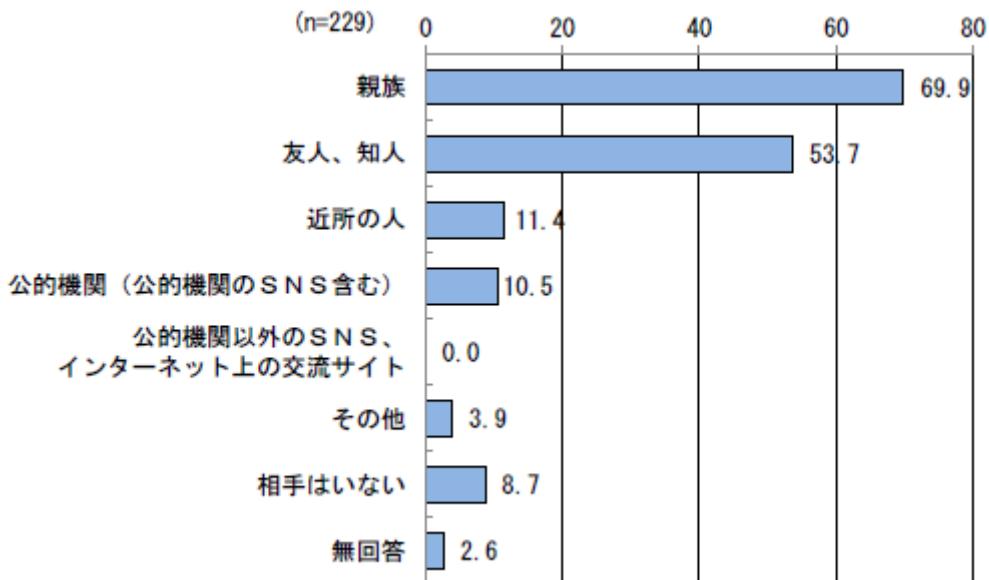
母子家庭・父子家庭・寡婦とも「親族」が最も多く、母子家庭は 63.1%、父子家庭は 55.4%、寡婦は 69.9% となっています。これに次いで「友人、知人」が、母子家庭は 55.1%、父子家庭は 33.6%、寡婦は 53.7% となっています。

また「相手がいない」が、母子家庭では 13.3%、父子家庭では 25.3%、寡婦では 8.7% となっています。

【困ったときの相談先（母子家庭・父子家庭）】



【困ったときの相談先（寡婦）】



## ウ 若年の母子家庭について

母子家庭の調査結果を親の年代別にみていくと、10代・20代といった若年の母子家庭においては、他の年代と比べて、正社員・正規職員の割合は母子家庭全体よりも低く、年間就労収入は全体の半分程度であり、また施策の認知度が低く、行政とのつながりが少ないことがわかります。

【親の年代別比較 調査結果（抜粋）】

年代	n	親の年齢	子どもの年齢	正社員	パート・アルバイト等	世帯の総収入	自身の就労収入
全体	2,976人	42.4歳	12.6歳	38.7%	33.5%	306.2万円	246.9万円
<b>10代</b>	<b>3人</b>	<b>19.0歳</b>	<b>0.3歳</b>	<b>33.3%</b>	<b>66.7%</b>	<b>191.7万円</b>	<b>125.0万円</b>
<b>20代</b>	<b>185人</b>	<b>26.2歳</b>	<b>4.5歳</b>	<b>23.8%</b>	<b>45.4%</b>	<b>204.7万円</b>	<b>124.0万円</b>
30代	881人	35.4歳	9.0歳	38.8%	33.0%	278.3万円	216.6万円
40代	1,284人	44.6歳	13.8歳	42.4%	32.4%	328.0万円	274.7万円
50代～	604人	53.2歳	17.5歳	35.8%	33.3%	330.1万円	266.7万円

年代	制度の認知度		困ったときの相談先			
	児童扶養 サポートー	ひとり親家庭 サポートー	親族	友人	公的機関	いない
全体	85.0%	45.5%	63.1%	55.1%	3.8%	13.3%
<b>10代</b>	<b>66.7%</b>	<b>33.3%</b>	<b>100.0%</b>	<b>66.7%</b>	<b>0.0%</b>	<b>0.0%</b>
<b>20代</b>	<b>91.5%</b>	<b>40.6%</b>	<b>83.2%</b>	<b>61.8%</b>	<b>2.3%</b>	<b>8.1%</b>
30代	93.6%	50.8%	74.8%	62.9%	4.5%	10.9%
40代	93.3%	50.1%	67.5%	59.7%	4.6%	14.1%
50代～	93.0%	52.2%	56.3%	54.1%	3.2%	22.0%

## 4 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」の振り返り

大阪市は、平成31年4月に、ひとり親家庭等に対する自立支援施策を総合的に示す計画として、令和6年度までを計画期間とする「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、関係部局や、当事者団体等の関係団体と連携し、施策の充実を図ってまいりました。各施策の取り組みの成果と課題は以下のとおりです。

### （1）就業支援について

#### ア ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭等の相談に応じて必要なカウンセリングを行うとともに、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供、無料での職業紹介など一貫した就業支援サービスを提供しました。

相談に来られる方には、外国籍の方や、DV被害者、意欲はあっても本人や家族の状況で就業が難しい方など、就職するまでの環境調整が必要な方やアフターフォローが必要な方も多く、単に仕事の紹介に終わらない寄添った支援を行いました。

#### イ ひとり親家庭等自立支援給付金事業

資格取得等による就業を支援するため、次の給付金を支給しました。

- 自立支援教育訓練給付金

（令和4年度より専門実践教育訓練給付金における補助上限額を80万円から160万円へ増額、令和6年度より所得要件の撤廃と、専門実践教育訓練給付金における追加支給の実施）

- 高等職業訓練促進給付金等（所得制限あり）

（令和3年度より准看護師養成機関を修了する方が引き続き看護師資格を取得する場合等の支給期間を最大48か月へ拡充、資格要件の見直しによる対象資格の期限付き拡充、令和4年度と令和5年度も引き続き資格要件の見直しによる対象資格拡充の継続、令和6年度より所得要件の緩和と資格要件の見直しによる対象資格拡充の恒久化）

- 高等職業訓練促進資金貸付金事業（所得制限あり）

（平成28年度より入学準備金として50万円を上限に貸付していたのに加え、令和4年度より12か月の範囲内で入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付）

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

（令和4年度より受講費用相当額の立て替えによる経済的な負担軽減を目的とした支給回数の変更、令和6年度より所得要件の撤廃）

- 専門学校等受験対策事業（所得制限あり）  
(平成30年度より「子どもの貧困対策事業」として専門学校等に合格するため  
予備校に通う方へ補助)

**【計画関連施策の進捗状況】**

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業における就職者数	427件	289件	297件	304件	270件
ひとり親家庭サポートセンター事業における就職者数	263人	197人	235人	186人	263人
高等職業訓練促進給付金の支給人数	218人	232人	265人	277人	283人
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（入学準備金）	63件	53件	48件	39件	27件
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）※令和4年度開始	－	－	－	52件	78件

**【3つの指標のうち、就職率にかかる推移】**

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率	48.7%	39.9%	53.5%	55.1%	50.7%

**【大阪市こども・子育て支援計画における「はぐくみ指標」の達成状況】**

目標項目	H30調査結果	目標	R5調査結果
母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合	42.4%	46.1%	45.6%

**【取り組みの成果と課題】**

就業相談・職業紹介、就業支援講習会や資格取得等の能力開発、就業機会の創出等を実施しました。ひとり親の就業は、子育てと生計の役割をひとりで担う難しさから、希望と現実の就労にミスマッチが生じやすく、正規職員としての雇用割合が低く、子どもの貧困状況の要因のひとつになっています。

実態調査の結果からも専門知識・資格・技術をいかした仕事をしているひとり親家庭の正規雇用の割合は高いことがわかっています（P15）。高等職業訓練促進給付金等は、令和元年以降、支給人数が増加しており、令和3年度からは修学期間が6か月間のIT関係分野の資格を追加し、対象を拡充しています。資格取得は就職に有効であることから、

今後も成果が期待できます。

ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職者数は、令和元年をピークに減少傾向にあり、減少理由の詳細な分析を行い、求人内容と希望職種とのミスマッチなどの課題を解消する必要があります。

今後も、安定した生活を送るための自立支援、就業意欲の喚起と就職促進を図り、本人の状況や生活条件に即した、きめ細やかな就業支援を進める必要があります。

## (2) 子育て・生活支援について

### ア ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、自立するための修学や疾病などにより一時的に生活援助や保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣や、家庭生活支援員の自宅で保育を行いました。

### イ ひとり親住宅

ひとり親家庭に対して、一般の市営住宅の入居募集とは別に、毎年5月に特別抽選を行い、市営住宅への優先入居を図りました。

### ウ 保育所等の入所時における利用調整基準への配慮

保育施設等の利用調整については、ひとり親家庭で就労等によりこどもを保育できない家庭が、同条件で両親のいる家庭よりも優先的に利用できるよう点数を高く設定しました。(令和6年度より就学予定についても項目を追加)

#### 【計画関連施策の進捗状況】

	R1	R2	R3	R4	R5
病児・病後児保育事業の利用人数 ( ) はひとり親家庭の減免適用人数	35 か所 13,709 人 (809 人)	34 か所 5,001 人 (218 人)	33 か所 9,562 人 (389 人)	32 か所 10,056 人 (415 人)	32 か所 14,370 人 (598 人)
ひとり親家庭等日常生活支援事業の派遣家庭件数	436 件	234 件	252 件	311 件	266 件
ひとり親家庭等生活支援事業の講習会参加者数	2,460 人	1,672 人	2,168 人	2,253 人	2,645 人
母子生活支援施設の入所世帯数	1,592 世帯	1,731 世帯	1,675 世帯	1,427 世帯	1,509 世帯

市営住宅の優先入居状況	募集 225 戸 申込 527 戸 当選 127 戸	募集 225 戸 申込 628 戸 当選 137 戸	募集 225 戸 申込 520 戸 当選 122 戸	募集 225 戸 申込 517 戸 当選 113 戸	募集 225 戸 申込 587 戸 当選 121 戸
習い事・塾代助成事業の交付決定者数	18,238 人	19,987 人	20,695 人	20,015 人	31,378 人

### 【取り組みの成果と課題】

子育て支援、生活支援については、ひとり親家庭等を含む子育て世帯に対する支援策をはじめ、ひとり親家庭等を対象とした支援策の推進を図ってきました。令和 2 年より新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大半の事業で実績が低調でしたが、現在はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。「病児・病後児保育事業の利用人数」については、コロナ禍前よりも利用人数が増加しています。また、「習い事・塾代助成事業」については、ひとり親家庭の利用人数の把握できていませんが、令和 5 年度より助成対象を中学生から小学 5・6 年生に拡大した影響で人数が増加しており、今後も家庭状況によって学ぶ機会が奪われることのないよう、施策を進めていく必要があります。

一方、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、現在も利用が低調で、実態調査によるところでもが病気になったときの対応としても活用されていないことなど（P17）「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の認知度（P31）を上げて、必要な家庭が使える支援について必要があります。

ひとり親家庭のニーズに十分対応できるよう、制度の利用促進のための広報周知の充実に取り組むとともに、今後も子育て支援サービスを推進し、生活支援の場を確保を図る必要があります。

### （3）養育費確保に向けての支援について

#### ア 広報・啓発活動の推進

- ・法務省作成の養育費に関するパンフレットの配付
- ・養育費パンフレットを大阪市独自で作成、配付

#### イ 区保健福祉センターでの相談、情報提供及び同行支援

離婚を考えている方に対し、離婚後の生活上の問題に関する相談や、養育費の取り決めに関する情報提供などを行うとともに、精神的負担・不安を和らげるため、弁護士事務所・公証役場、家庭裁判所等に対し、ひとり親家庭センターが同行支援を行いました。

#### ウ 無料専門相談の実施

- ・区役所における弁護士による法律相談

各区年2回、大阪市全体で年48回 平日 午後2時～5時（予約制）  
 ・愛光会館における弁護士による法律相談  
 毎月第2土曜日 午後1時～4時、第3水曜日 午後6時～8時（予約制）  
 ・契約弁護士による随時法律相談  
 ひとり親家庭センターによる事前相談により、状況に応じて、弁護士事務所での訪問相談

## **エ 公正証書等作成費補助**

- ・公正証書、調停調書等作成にかかる本人負担分を補助
- ・令和6年度より認証紛争解決事業者を利用した調停に係る費用の補助を追加

## **オ 養育費の保証**

- ・民間保証会社と養育費保証契約の締結にかかる本人負担費用（保証料）を補助
- ・令和4年度より対象期間を1年から3年へ拡充

### **【計画関連施策の進捗状況】**

	R1（※）	R2	R3	R4	R5
弁護士による無料専門相談の実施	101件	104件	82件	90件	96件
公正証書等作成促進補助金	78件	143件	167件	202件	189件
養育費の保証促進補助金	4件	6件	8件	3件	3件

（※）令和元年9月より実施

### **【3つの指標のうち、養育費の受領率にかかる推移】**

	R1	R2	R3	R4	R5
児童扶養手当受給者で養育費を受領している人の割合	10.5%	12.0%	13.1%	14.1%	14.8%

### **【取り組みの成果と課題】**

養育費確保の取組みとして、各区に配置しているひとり親家庭センターによる離婚前相談や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる無料法律相談、養育費に関するパンフレットを各区住民情報事務所管課において離婚届とともに配付し、大阪弁護士会と連携して、「離婚・養育費」に関する専門相談を区役所で実施しました。

本市では令和元年度より、養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決する

ため総合的な支援を行い、大阪市のひとり親家庭の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、「養育費確保のトータルサポート事業」として、事業を実施してきました。支援メニューのうち養育費の保証促進補助金の利用は低調ですが、公正証書等作成補助金の補助件数は 200 件近くとなっており、債務名義となる取り決めが養育費の受給に最も効果があるため、今後も事業の周知に努め、補助金の活用を進めていく必要があります。

養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機となるよう、今後も、引き続き養育費の相談体制の充実を図るとともに養育費に関する広報啓発活動を推進し、養育費の受給向上を図る必要があります。

また、令和 6 年 5 月に改正民法が成立し、協議離婚の際に父母の協議により父母双方又は一方を親権者に指定することができる親権等に関する規定の見直しや法定養育費制度の導入など養育費の履行確保に向けた見直し等が行われました。令和 8 年までに施行される予定であり、今後ひとり親家庭等を取り巻く環境が大きく変わっていくことが予想されることから、国の動向等の情報収集を行いつつ、ひとり親家庭のニーズ等を把握した上で、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、支援内容を検討していく必要があります。

#### (4) 経済的支援について

##### ア 児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父母の離婚などで、ひとり親家庭で子どもを養育している親等に手当を支給しました。

令和 6 年 11 月分から第 3 子以降の児童に係る加算額を第 2 子の加算額と同額に引き上げ、全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額を引き上げました。

##### イ 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定を図るため、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行いました。

##### ウ ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の医療費等の一部を助成することにより、その生活の安定と児童の健全な育成に寄与しました。平成 30 年度から、大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴い、新たに訪問看護利用料を助成対象に拡充し、また、DV 被害者を対象者に拡充しました。

## エ その他の優遇制度

- ・JR通勤定期の特別割引（所得制限あり）
- ・市立有料自転車駐車場の利用料割引

### 【計画関連施策の進捗状況】

	R1	R2	R3	R4	R5
児童扶養手当の受給者数	全体 26,410 人 (内訳) 全部 18,096 人 一部 8,314 人	全体 25,617 人 (内訳) 全部 17,083 人 一部 8,534 人	全体 24,858 人 (内訳) 全部 16,347 人 一部 8,511 人	全体 23,799 人 (内訳) 全部 15,426 人 一部 8,511 人	全体 23,244 人 (内訳) 全部 14,959 人 一部 8,285 人
母子父子寡婦福祉資金の貸付件数	278 件	261 件	210 件	185 件	181 件
ひとり親家庭医療費助成制度の利用人数	全体 56,681 人 (内訳) 母 22,004 人 父 1,041 人 児童 33,636 人	全体 55,210 人 (内訳) 母 21,402 人 父 973 人 児童 32,835 人	全体 53,942 人 (内訳) 母 20,864 人 父 938 人 児童 32,140 人	全体 52,137 人 (内訳) 母 20,147 人 父 904 人 児童 31,086 人	全体 50,439 人 (内訳) 母 19,510 人 父 855 人 児童 30,074 人

### 【取り組みの成果と課題】

コロナ禍やウクライナ侵略などを背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の進行などによる物価高騰の影響を、非正規雇用従事者の多いひとり親家庭は特に受けやすい状況にあることから、ひとり親世帯等に対する臨時特別給付金をはじめ、子育て世帯臨時特別給付金（ひとり親世帯分）物価高騰非課税世帯支援給付金などの経済的支援を実施しました。

また児童扶養手当についての変更としては、令和3年3月に障害年金との併給調整が見直され、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給できるようになったことと、令和6年11月支給分から所得限度額の引き上げ、多子加算の拡充として第3子への支給額が第2子と同額に増額されました。

経済的な理由で進学をあきらめることのないよう、令和2年度に国による高等教育の就学支援制度が新設され、一定の収入を下回る場合に授業料等の減免及び給付がされることとなり、また、大阪府内で高等教育の無償化（令和8年度より所得制限の完全撤廃）も段階的に実施されていく予定です。今後、子どもの高等教育にかかる費用については一層の支援が期待されるところです。

実態調査結果から等価可処分所得（子どもと親のみの世帯）でみると、母子家庭の46.0%が150万円未満の所得層であることから、母子家庭の経済状況は極めて厳しい

状況であり、今後も経済的支援として、児童扶養手当や母子父子福祉資金貸付金等による支援が円滑に実施できるよう、適切な情報提供と窓口での相談支援の充実が必要です。

### （5）サポート体制の充実について

#### ア ひとり親家庭サポーターによる相談窓口

各区保健福祉センター保健福祉（福祉）課において、就業支援の専門的知識をもつひとり親家庭サポーターが、ひとり親家庭等に対し、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな就業相談を実施しました。

また、離婚を考えている方に対して、離婚に関する悩み等に寄り添いながら離婚前相談を行い、情報提供や同行支援も行っているほか、ひとり親家庭自立支援給付金や養育費に関する補助金等の事前相談・申請受理も行いました。

令和4年度よりひとり親家庭サポーター1人増員による17人態勢とし、サポート体制を拡充しました。

#### イ 民間団体との連携

多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、従来の行政による支援に加え、より幅広い層への周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定」を進めていきました。

#### 【計画関連施策の進捗状況】

	R 1	R2	R3	R4	R 5
生活困窮者自立相談支援 事業による相談支援の相談件数	8,856 件	18,484 件	15,471 件	13,547 件	12,527 件
母子・父子福祉センター 「愛光会館」における相談 ・情報提供件数	368 件	205 件	391 件	514 件	523 件
ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定数	6 団体	6 団体	7 团体	7 团体	7 团体(※)

(※) 1団体と協定を解消し、あらたに1団体と連携を締結しています。

### 【3つの指標のうち、相談件数にかかる推移】

	R1	R2	R3	R4	R5
ひとり親家庭サポーターの相談件数	4,452 件	4,572 件	4,689 件	4,488 件	4,965 件

### 【取り組みの成果と課題】

本市の取組みとしては、ひとり親家庭サポーターを各区に配置し、個別的な相談援助を実施するとともに、本市のひとり親家庭等への支援をまとめた「ひとり親家庭等サポートブック」を作成、児童扶養手当の申請時や更新時に配付し、施策の広報周知に努めています。

また多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、より幅広い層への周知と社会全体でひとり親を支えていく機運を高めることをねらいとして、平成 30 年度から、民間団体との連携協定を進めています。現在、「公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会」、「一般社団法人 日本シングルマザー支援協会」、「特定非営利活動（NPO）法人 しんぐるまさあず・ふおーらむ・関西」、「株式会社 ウチコミ」、「一般社団法人 ひとり親支援協会」、「特定非営利活動（NPO）法人 グッドネーバーズ・ジャパン」、「株式会社 Casa」の 7 団体と協定を締結しています。

実態調査結果より、「どこに相談にいけばいいか分からない」といった回答が母子家庭で 28.0%、父子家庭では 40.8%、「(相談) 相手はいない」との回答が母子家庭で 13.3%、父子家庭で 25.3% と、特に父子家庭で相談相手の不在にかかる悩みがあります。（P29-32）

また、父子家庭では母子家庭より家の仕方がわからないといった悩みが多く、母子家庭と異なる支援が求められています。（P16）

さらに、施策の認知度では、父子家庭では母子家庭よりも認知度が低く（P31）、母子家庭においてはとりわけ若年の母子家庭にその傾向が顕著となっております。（P33）

ひとり親家庭等は、子育てをはじめとした日常生活面、就業面や養育費等の収入の確保等、様々な悩みや不安を抱えており、個々の事情に合わせて適切に対応していくことが重要であり、引き続き身近な相談窓口の設置・運営に努めるとともに、特に行政とのつながりが少ない層に対しては、区役所等に出向かずとも必要な情報が得られるよう、制度周知等の手法を工夫し、強化していくことで、支援や情報に容易にたどりつけるようにしていくことを検討する必要があります。

## 【令和2年度から令和6年度に実施した主な新規・拡充の取組】

年度	基本施策の体系	取組内容
R 2	経済的支援	<p>【母子父子寡婦福祉資金貸付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学資金の貸付上限額にかかる所得制限額の緩和及び上限額の増額</li> <li>・新型コロナウイルス感染症による支払猶予</li> </ul> <p>【ひとり親世帯等に対する臨時特別給付金】</p>
R 3	就業支援	<p>【ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格要件の見直し（1年未満の受講では受給不可→特定の資格について6ヶ月以上受講で受給可）</li> </ul>
	経済的支援	<p>【児童扶養手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得控除額の増加（なし⇒最大10万円）</li> <li>・児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整の方法の見直し（年金等の子加算分との差額を受給可）</li> </ul> <p>【子育て世帯臨時特別給付金】</p>
R 4	就業支援	<p>【自立支援教育訓練給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助上限額の増額（80万円→160万円）</li> </ul> <p>【高等学校卒業程度認定試験合格支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給時期の改正（修了時、合格時の2回支給→開始時、合格時、終了時の3回支給）</li> </ul> <p>【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）】（新規事業）</p>
	養育費確保に向けての支援	<p>【養育費の保証促進補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間の拡大（1年→3年）</li> </ul>
	経済的支援	<p>【子育て世帯生活支援特別給付金】</p>
	サポート体制	<p>【ひとり親家庭サポーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭サポーターの増員</li> </ul>
R 5	子育て・生活支援	<p>【ひとり親家庭等日常生活支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣手当の積算単価を増額</li> </ul> <p>【習い事・塾代助成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の拡大（中学生→小学校5・6年生、中学生）</li> </ul>
	経済的支援	<p>【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金】</p> <p>【物価高騰非課税世帯支援給付金】</p> <p>【母子父子寡婦福祉資金貸付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活資金の拡充（家計急変者への貸付を追加）</li> </ul>
R 6	子育て・生活支援	<p>【習い事・塾代助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限の撤廃</li> </ul>
	経済的支援	<p>【児童扶養手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限限度額の引き上げ</li> <li>・支給額の増額：第3子以降の手当額を第2子と同額になるよう増額</li> </ul> <p>【母子父子寡婦福祉資金貸付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度額の上限の拡大</li> </ul> <p>【物価高騰非課税世帯支援給付金・均等割世帯支援給付金及び子ども加算支援給付金】</p>

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

大阪市では、ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態のひとつであるという考え方を基本に、ひとり親家庭等が必要な支援につながりながら、安心して子どもを育て、いきいきと豊かな自立生活を営み、子どもたちが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちづくりをめざします。

### 2 基本的な視点

#### 自立を支援する視点

ひとり親家庭等が、地域のさまざまな社会資源を活用し、自らの意思に基づいてライフスタイルや目標を選択し、自己決定できるような「自立生活」を営むためには、必要な支援につながりつつ安心して子育てできる環境と経済的な安定が不可欠な要素です。

そのため、就業支援サービスとその前提となる子育て・生活支援サービスが、それらを必要としている家庭に届くよう取組みを強化するとともに、親自らがその能力を発揮して生活できるよう支援する仕組みづくりをめざします。

#### 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考える視点に立って、子どもにとって最善の利益が尊重され、ひとり親家庭に育つ子どもが健やかに幸せな状態を実感しながら成長できるよう施策を推進します。また子ども一人ひとりの個性を大切にし、自立していくとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

#### 人権尊重の視点

家族形態が多様化するなか、社会全体がひとり親家庭等についても家族形態の一類型としてとらえ、理解を深めていく必要があります。先入観や誤った認識によって、差別を受けたり、また、その結果不利益を被ったりすることがないよう、地域の中でひとり親家庭等が尊重され、生きがいのある人生を創造できる社会の実現をめざし、施策の推進を図ります。

#### 貧困解消の視点

ひとり親家庭等は仕事と子育てをひとりで担うことから、労働時間の融通が利きやすい非正規雇用となる割合が高く、不安定な収入で希望の生活費を得られず、親子で心穏やかに過ごす時間を持てない時間の貧困にも陥りやすい状態にあります。そういういた困難な状況を踏まえ、社会から孤立することがないよう、現在の貧困の解消をするとともに将来の貧困も防ぐための支援に取り組みます。

### **総合的支援の視点**

ひとり親家庭それぞれが持つ複合的なニーズに対応するには、教育、労働、住宅、生活環境といった幅広い視点から、その方策を検討し、推進する必要があります。このため、総合的な視点に立った施策の構築・展開を図り、民間企業、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体等さまざまな機関・団体と連携して、個々の家庭に寄り添った支援に取り組みます。

## **3 基本施策の体系**

### **就業支援**

ひとり親家庭等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関と連携しながら、職業能力開発のための訓練、効果的な職業紹介、就業機会の創出など就業面での支援体制の整備を進めます。特に専門技術や資格取得は正社員・正職員など安定的な就業に結びつきやすいことから、資格取得支援等を重点的に取り組んでいきます。

また、仕事と子育ての両立やひとり親家庭等に対する理解を深め、働きやすい社会環境を創出するため、行政内部や企業、団体等に対する啓発活動・情報提供を推進します。

### **子育て・生活支援**

ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立できるよう、保育所等の入所時における利用調整基準への配慮、放課後児童施策の推進、ひとり親家庭等日常生活支援事業などにより、子育てや生活面での支援を進めるとともに、必要な支援につながることができるよう、制度の利用促進のための広報周知の充実に取り組みます。さらに、市営住宅の優先入居や母子生活支援施設における支援の充実などにより生活の場の安定を図ります。

また、子どもが抱えるさまざまな悩みを受けとめる相談機能の充実や、子どもに対する重大な人権侵害である児童虐待防止への取組みを強化するとともに、子どもにさまざまな体験活動等の機会を提供するなど、子どもへのサポートを推進します。

### **子どもを主体とした養育の推進**

家族の形態にかかわらず、子どもの最善の利益が優先して考慮されることが必要であることや婚姻関係の有無等にかかわらず父母が子どもに対して負う責務があることを当事者や社会が認識する契機となるよう、広報・啓発活動を推進します。特に親子交流や養育費の受け取りは子どもの重要な権利であることから、離婚届の提出時等、必要なタイミングで周知の徹底を図ります。

これからも引き続き、養育費の取り決め内容の債務名義化の促進や履行確保にかかる支援を重点的に実施することで、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図ります。また、新たに導入された法定養育費制度の詳細などについて、今後の国の動向の情報収集とひとり

親家庭のニーズの把握に努めながら、必要な支援について検討します。

### 経済的支援

児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉資金貸付金制度などがひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に有効につながるよう、制度について積極的な情報提供や、関係職員に対する研修の充実などに努め、経済面での支援体制を整えます。

また、医療費助成事業などの実施により経済的負担の軽減を図ります。

### サポート体制の充実

ひとり親家庭等や離婚を考えておられる方の抱えるさまざまな悩みや課題に対して、きめ細やかな対応ができるよう、速やかに情報や支援制度が届くよう、相談窓口のあり方や情報の提供手法の検討などに取り組みます。

また、多様化している各家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用し、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進するとともに、社会全体でひとり親家庭等を支えていく機運が高まるよう、地域団体や企業、N P O 法人など民間団体と連携する取組みをひきつき推進します。

さらに、身近な地域社会において、ひとり親家庭の親と子の生活を見守り、自立を支援できるよう、行政と地域住民の協働によるサポート体制の充実を図ります。

そして、ひとり親家庭等が、自己実現を図ることができる社会、人権が尊重される社会の実現のため、総合的な施策推進と人権啓発の取組みを推進します。

## 第4章 具体施策の展開

### 1 就業支援

#### ア ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

- ひとり親家庭等の就業を通じた自立の促進を目的として、就業相談、就職情報の提供、就業支援講習会による資格取得支援、無料での職業紹介など一貫した就業支援を行い、個々の事情に応じたきめ細かな相談に応じた総合的な就業支援サービスを提供します。
- 就職に有利になる資格取得をめざした各種の就業支援講習会の開催や、求職者がリアルタイムで求人情報を入手できる求人検索サイトを運営するとともに、履歴書等の作成指導や模擬面接の実施、履歴書用写真の撮影サービスを行うことで、求職者へのサポートを行います。
- 子育てや介護等によりまとまった時間を持つことが困難な方に対しては、在宅就業推進ナビシステムを運営することで、オンラインによる就業相談を実施、求職者にパソコンをレンタルするなど、在宅ワークの就業支援を行います。
- さまざまな企業や団体に対し、訪問や郵送による事業案内や求人票の送付をすることで、より多くの職種や雇用形態の求人を確保し、それらを求職者に紹介することで、さらなる就業実績の向上をめざします。
- 区保健福祉センターの母子・父子自立支援員及び区における関係機関・団体との連携を図ります。また大阪市しごと情報ひろばやおおさか人材雇用開発人権センター（C-S-T-E-P）、大阪市地域就労支援センター事業など就業に関わるさまざまな機関との連携を強化します。

#### イ 区保健福祉センターにおける就業相談

- 各区保健福祉センター福祉業務担当において、就業支援の専門的知識を持つひとり親家庭サポーターが、就職、転職、技能習得など、就業に関わるさまざまな相談に応じ、就職情報の提供や就職活動の援助を実施するなど、自立支援プログラム等に基づき、就労を通じた自立に向けて継続的・計画的な支援を行います。区役所の相談日に来庁できない方に対しては、母子・父子福祉センター「大阪市立愛光会館」での相談を実施します。
- ひとり親家庭等就業・自立支援センターやハローワークなどの関係機関・団体と連携することで、きめ細やかな就労・自立支援を行います。
- 大阪労働局との協定に基づき実施している、「生活保護受給者等就労自立促進事業」により、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等に対して、職業相談・職業紹介、職業準備プログラムの提供やトライアル雇用の活用、就労後のフォローアップなど、一人ひとりに応じたきめ細かなサービスを実施することで、就

職及び職場への定着を支援し、就労による自立を促進します。

#### **ウ しごと情報ひろば総合就労サポート事業による職業相談・職業紹介**

- 市内4か所の「しごと情報ひろば」において、職業相談・職業紹介、キャリアカウンセリングなど、個々のペースに合わせたきめ細かな支援を実施します。
- このうち、天下茶屋・西淀川・平野の3か所ではハローワークが併設されており、ハローワークの豊富な求人情報を活用し職業紹介へつなげます。
- また、しごと情報ひろばクレオ大阪西・マザーズでは、乳幼児（生後6か月から就学前）の一時保育も実施することで、こども連れでも安心して職業相談やセミナーを受けられる場を提供し、それぞれのニーズに応じた職業を紹介するなどの支援を行っています。
- 地域就労支援事業では、働く意欲がありながら、就労に向けた支援が必要な方に対し、大阪市地域就労支援センター及びオンラインでの就労相談や、区役所への巡回相談等を行い、地域の就労支援関係機関と連携しながら、就労を支援します。

#### **エ ひとり親家庭自立支援給付金事業**

- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

仕事に必要な資格や技術を身につけるため、事前の就業相談を通じて指定された教育訓練給付講座を修了したひとり親家庭の親に対し、受講費用の一部を助成します。

- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

看護師、保育士など就職や転職に有利な資格を取得するために、養成機関で訓練を受ける場合に、修業期間の生活の安定を図るため、訓練促進給付金を支給します。

- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親ならびにこどもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者などが実施する対象講座を受講した場合、開始時、終了時、高卒認定試験に全科目合格時に給付金を支給します。

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

(訓練促進資金)

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学にかかる経費の貸付を行います。  
(住宅支援資金)

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親を対象に、住居に借上げに必要となる資金の貸付を行います。

## **オ ひとり親家庭専門学校等受験対策事業**

### ○ ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金

就職に有利な資格取得のため、養成機関への入学をめざして、予備校などの専門学校等受験対策講座を受講する場合、受講費用の全額（上限あり）を支給します。

### ○ 専門学校受験対策講座

子どもの一時保育が必要なひとり親に対応するため、愛光会館において、（准）看護師資格取得の養成機関への入学するための受験対策講座及び講座受講中の子どもの一時保育を実施します。

## **カ 総合評価一般競争入札（政策提案型）の実施**

### ○ 本市が発注する庁舎清掃業務委託契約等を対象に、入札の評価項目として、ひとり親家庭等の就職困難者を新規雇用すること等を評価項目として適用することで、価格だけでなく総合評価により落札者を決定する総合評価一般競争入札（政策提案型）を活用し、ひとり親家庭等の雇用促進に努めます。

## **キ 母子父子福祉団体等への優先的な事業発注**

### ○ 地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、母子父子福祉団体からの役務の提供を受ける契約において、随意契約によることができる制度を活用し、ひとり親家庭等の就業機会の創出に努めます。

## **ク ひとり親家庭等の雇用の促進及び啓発・情報提供の推進**

### ○ ひとり親家庭等就業支援関係機関と連携し、企業・団体に対して、ひとり親家庭等の就職に際し、公正な採用選考が徹底されるよう、研修の場を活用して啓発を行い、ひとり親家庭等の雇用を促進します。

### ○ 大阪市において会計年度任用職員等を雇い入れする際、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに求人登録し、ひとり親家庭等の雇用の促進を図るよう取り組みます。

### ○ 公共職業安定所（ハローワーク）から事業主に対して支給される、ひとり親（母子家庭の母等や父子家庭の父）を継続して雇用する労働者として雇入れた際に賃金の一部を助成する特定求職者雇用開発助成金や、一定期間試行雇用（トライアル雇用）した際に支給される試行雇用奨励金の積極的な活用を図りながら、企業に対しひとり親の雇入れを促進するよう働きかけます。

## **ヶ 企業における女性活躍の推進**

- 「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援」「男性の家庭参画支援」について積極的に推進する企業等を、本市が一定の基準に則り認証し、当該の企業等が社会的に認知されることでその取組みが広く普及するよう、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業を実施します。

## **コ 多様な働き方の実現**

- 行政機関や金融機関、労使団体等で構成する「大阪働き方改革推進会議」に参画し、労働環境の改善や多様な人材の活躍促進、多様で柔軟な働き方の実現などの労働施策の重要課題について地域の関係者と情報共有、意見交換を行うことで、支援策等の周知・浸透及び気運の醸成を図ります。

## **2 子育て・生活支援**

### **ア 市営住宅の優先入居**

- 市営住宅の優先入居について、子育て世帯向け住宅の募集や多子世帯に対する当選確率の優遇を実施しており、またひとり親・高齢者・障がい者及び車いす常用者世帯を対象に市営住宅を福祉目的住宅として募集することで、ひとり親家庭等の居住の安定や生活の安定を図ります。

### **イ 民間住宅への入居支援**

- 子育て世帯をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録等を推進し、国土交通省の「セーフティネット住宅情報提供システム」や「Osaka あんしん住まい推進協議会」の運営する「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を通じて、登録された住宅情報等の管理や情報発信等を行うことで、民間賃貸住宅への円滑な入居を促し、居住の安定的な確保を行います。

### **ウ 保育所等の利用時における調整基準への配慮**

- 保育所等の入所に係る利用調整時においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び国通知を踏まえ、ひとり親家庭については、基本点数表においてひとり親世帯の項を設けて、ひとり親が職業訓練等を受けている場合は就労している場合と同等とみなすなどの、優先的な取扱いを定めるほか、世帯の状況によっては基本点数に加点することとしており、今後も保育所等の利用における調整基準への配慮に取り組みます。

## **エ 保育所等入所枠の計画的な確保**

- 大阪市こども計画をふまえて、引き続き保育所等入所枠を計画的に確保します。

## **オ 延長保育事業、休日保育、夜間保育、一時預かり事業、病児・病後児保育事業**

- 社会状況の変化や就業形態の多様化、保護者の個々のニーズにきめ細かく対応するため、延長保育や休日保育、夜間保育、一時預かり事業など多様な保育サービスを推進します。
- また保育所等入所児等が、病気または病気の回復期で保育所等での集団保育が困難な場合に、こどもを一時的に保育します。

## **カ 放課後児童施策の推進**

- ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援するためには、小学生等の児童の放課後における健全育成を図ることが重要です。そのため、放課後における児童の健全育成を目的に引き続き児童いきいき放課後事業や留守家庭児童対策事業を推進します。

## **キ ファミリー・サポート・センター事業**

- ファミリー・サポート・センター事業は、保育所・幼稚園等への送迎や開始前・開始後の預かりなど、子育てに関する市民の相互援助活動です。
- 市内 24 か所の各区子ども・子育てプラザにおいて、子育て世帯のサポートを行います。

## **ク 子どものショートステイ事業**

- 就学前のこどもがいる世帯の保護者が、疾病や育児不安等で子どもの養育が困難になった時に、1 週間以内を原則として、宿泊を伴う形でこどもを預かる、また保護者がこどもと共に入所する子どものショートステイ事業を推進します。

## **ケ ひとり親家庭等日常生活支援事業**

- ひとり親家庭等が技能習得のための通学、就職活動、残業など自立促進に必要な事由、又は疾病、冠婚葬祭など社会通念上必要な事由により一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を利用者宅へ派遣したり、支援員の居宅でこどもを保育したりすることで、その生活を支援します。

## コ 養育支援訪問事業

- 養育支援を必要とする家庭に対して、妊娠時から出産後間もない時期にかけて、保健師・助産師の訪問による具体的な育児支援に関する技術指導や育児相談を実施することで、子どもの養育の安定を図るとともに、地域における児童虐待を未然に防止します。

## サ 家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）

- 繙続的な見守り支援を必要とする家庭やヤングケアラー等のいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事や育児を支援する家事・育児訪問支援事業を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

## シ 子育て応援ヘルパー派遣事業

- 0～2歳児を養育する全ての家庭を対象として、食事の準備や洗濯、掃除といった家事支援やおむつ交換や沐浴介助、きょうだい児の保育所等の送迎といった育児支援を実施することで、安心して子どもを育てられるよう支援します。

## ス ひとり親家庭等生活支援事業

- ひとり親家庭等を対象に、地域の実情や家庭のニーズに応じた生活支援講習会や生活相談を実施することで、ひとり親家庭が直面するさまざまな問題の解決や親及び子どもの精神的な安定を図ります。

## セ 地域子育て支援拠点事業

- 子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育ちができる環境を整備するため、乳幼児期の親子の相互の交流の機会や、地域の子育て関連情報の提供等を行う子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

## ソ 地域における子育て活動の支援

- 地域の主任児童委員等が中心となって子育て家庭を支援するため実施している子育てサロンや、子育て中の親が集まって交流・情報交換等を行うサークル活動など市民の多様な子育て活動を支援します。

## タ 母子生活支援施設における支援の充実

- 母子生活支援施設は、母子家庭及びこれに準ずる者を入所させることで保護し、入所者の自立促進のための支援を行う施設です。

- 入所者に対しては、就業相談や生活指導等により自立に向けた援助を行い、退所後も関係機関によるネットワークを活用した支援を継続して行うことにより、地域における自立生活を支援します。
- また、出産前から支援が必要な妊婦等の相談に応じ、入所または通所による居場所の提供や産科医療機関等への同行支援等を実施する妊産婦等生活支援事業と連携し、切れ目のない支援を行います。
- 不測の事態により緊急に保護を要する場合は一時的に入所させ、当面の生活の安定を図るために必要な指導・助言を行います。

#### **チ こどもへのさまざまな体験と学習機会の提供**

- 各地域で子どもの健全育成に関わる活動を行う大人（団体）を対象に、子どもへの関わり方に関する知識・技術と子ども向け体験学習プログラムの習得についての研修等を実施し、各地域が自らの力で子どもたちに体験学習の機会を提供できるよう支援するとともに、子どもたちの心身の成長を促す体験学習の意義や重要性を広く市民に啓発します。

#### **ツ 子どもの居場所の開設支援事業**

- 地域の子どもたちが、学校でも家庭でもない居場所を通して地域の大人と関わることで、安心感やつながりが得られ、社会性・自主性を身につけることができる、食事や学習機会を提供する場、見守りの場などの子どもの居場所が市内に広がるように、本市が必要とする地域に子どもの居場所を開設する団体等に対し、開設に要する経費を補助することにより、子どもの居場所の充足を図ります。

#### **テ 大阪市子どもサポートネット**

- 支援の必要な子どもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要な子どもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体で子どもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進しています。

#### **ト スクールカウンセラーの配置**

- いじめや不登校など児童の学校生活の課題の未然防止や早期発見・早期解決のため、小中学校に公認心理師又は臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の学校生活における課題や、ヤングケアラーなど児童

生徒が抱える家庭の悩みにかかる相談を受け、関係機関との連携により課題の解決を図ります。

#### **ナ メンタルフレンド訪問援助事業**

- こども相談センターの児童福祉司の指導の一環として、引きこもり・不登校児童等の家庭に、こどもの兄・姉世代の大学生等をメンタルフレンドとして派遣し、遊びや対話を通じてこどもの自主性や社会性の伸長を援助します。

#### **ニ 不登校児童等に対する通所事業**

- 不登校など悩みを抱える小中学生やその保護者に対して、相談活動を行い、学校や専門機関などと連携しながら、悩みを解決できるよう支援します。
- また不登校状態にあるこどもに対し、一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、体験活動や学習活動の機会の提供、仲間づくりを通して、再登校などの社会参加を支援する取組みを進めます。

#### **ヌ 習い事・塾代助成事業**

- 子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、市内在住の小学5・6年生と中学生を対象として学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を月額1万円を上限に助成します。

### **3 こどもを主体とした養育の推進**

#### **ア 広報・啓発活動の推進**

- 養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親自身と同じ水準の生活をこどもに保証するという強い義務です。また親子交流を円滑に行い、こどもがどちらの親からも愛されていると実感することは、こどもの健やかな成長を支援するうえで大変重要です。
- 養育費や親子交流の重要性について、当事者や社会が認識する契機となるよう、啓発のためのパンフレットを作成し、各区住民情報事務所管課において離婚届とともに配付、保育所や子育て支援施設等に配架、ひとり親家庭医療証更新通知時に配付するなど、広報・啓発活動を一層推進します。

#### **イ 区保健福祉センターでの相談・情報提供**

- ひとり親家庭サポーターが、養育費や親子交流の取り決め方法や、離婚に際してあらかじめ必要な知識の取得など様々な悩みに対応した相談を実施し、養育

費の確保や円滑な親子交流に関する情報提供を行います。また、養育費や親子交流の取り決め等のために家庭裁判所等に一人で行くことが不安な方については、必要に応じ同行支援も行います。

- 区保健福祉センターの母子・父子自立支援員などの相談員に対し、親子交流や養育費等に関する研修を実施し、相談技能の向上に努めるとともに、児童扶養手当現況届提出時など、さまざまな機会をとらえ、親子交流や養育費の確保に関する情報提供を行います。

#### ウ 専門相談の実施

- ひとり親家庭等の養育費の履行の確保や遺産相続等においては、複雑な法律上の問題が絡んでくることが少なくないことから、弁護士による法律相談をひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の相談事業として実施します。
- 大阪弁護士会と連携し、「離婚・養育費」に関する専門相談を年48回、区保健福祉センターにおいて実施します。また、ひとり親家庭サポーターによる事前相談により、状況に応じて、個別に弁護士事務所での随時の訪問相談を行います。

#### エ 各種補助金による支援

- 公正役場の公正証書や家庭裁判所の調停調書の作成費用、裁判外紛争解決手続(ADR)にかかる本人負担分を補助し、ひとり親家庭等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進します。
- 民間保証会社と養育費保証契約の締結にかかる本人負担費用(保証料)を補助し、養育費の不履行があった場合の強制執行にかかる費用を補助することで、養育費の履行確保を促進します。

### 4 経済的支援

#### ア 児童扶養手当の支給

- 離婚によるひとり親家庭等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に対して、児童扶養手当を支給することで、生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。また児童扶養手当制度に関する情報提供を推進するとともに、関係職員に対する研修の充実などに努めます。
- 平成20年度から児童扶養手当の受給を開始してから5年または支給要件に該当してから7年を経過した方に対して一部支給停止措置が実施されていることから、児童扶養手当に係る現況届などの届出時に、「ひとり親家庭等サポートブック」を配付し、必要に応じて生活等に関する相談や情報提供を積極的に行うなど、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。

#### イ 医療費助成制度

- 疾病の早期発見と治療の促進、経済的負担の軽減を目的に、保険診療にかかる医療費の自己負担の一部を助成する「ひとり親家庭医療費助成制度」及び「こども医療費助成制度」を実施し、費用負担の軽減を図ります。

#### **ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業**

- 子どもの修学、親の技能習得、転居等にかかる費用について、貸付を行うことで、ひとり親家庭等の生活の安定、経済的自立の助成、生活意欲の助長、子どもの福祉の増進を図ります。
- 貸付を行うにあたっては、就業や自立に向けた相談に応じ、資金の貸付がひとり親家庭等の自立に結びつくように支援するとともに、関係職員に対する研修等を充実することで、相談機能の強化を図ります。
- またひとり親家庭等の自立促進に向けて、貸付金制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、高等教育の修学支援新制度等の給付制度等の周知・案内を行うことで、子どもの教育機会の確保や修学を支援します。

#### **エ 子どもの教育・就学（修学）支援**

- 経済的理由のために高等学校等での修学が困難な生徒に対して、入学又は授業料を除く学校教育に要した費用を支給することにより、子どもの修学を支援し、教育の機会均等を図ります。

#### **オ 自転車駐車場の利用料金割引**

- ひとり親家庭の世帯員（1名に限る）が駐輪場を利用する場合、一時利用回数券・定期利用料金を半額にすることにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。

### **5 サポート体制の充実**

#### **ア 区保健福祉センター等における相談・情報提供**

- ひとり親家庭センターが、ひとり親家庭等が抱える生活上の問題を含めた相談や制度等の情報提供を行い、必要な支援につなげることで就業や自立に結びつくよう支援します。
- 離婚を考えている方に対して、離婚に関する悩み等に寄り添いながら、離婚前相談を行い、ひとり親家庭となった場合の今後の生活全般や仕事に関する相談、子育てや親子交流・養育費の相談及び情報提供を行います。また、必要に応じ、家庭裁判所や弁護士事務所などへの同行支援を実施し、安心して相談できるようになります。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）被害を受けた母子家庭等については、

区保健福祉センターにおいて、母子・父子自立支援員やDV相談担当者などが連携し、生活再建に向け、相談・支援を行い、必要に応じて母子生活支援施設への入所に向けた支援を行います。

- 各区保健福祉センターの母子・父子自立支援員が、効果的な相談・情報提供を行い、ひとり親家庭等が気軽に相談できるよう窓口体制の整備に努めるとともに、研修などにより、ひとり親家庭等福祉相談所の機能充実を図り、区保健福祉センターの母子・父子自立支援員との連携を推進します。
- ひとり親家庭等が必要な時に必要な福祉サービスを受けることができるよう、ひとり親家庭等サポートブックの発行、各種事業にかかるリーフレット等の作成、各種事業のホームページへの掲載、行政オンラインシステムを利用した手続きの案内、ひとり親家庭センター事業の区広報紙への掲載、交流活動イベントの実施等、さまざまな機会をとらえて広報周知に努め、制度の利用促進を図ります。

#### **イ 生活困窮者自立相談支援事業による相談支援**

- 生活困窮者自立相談支援事業（各区役所内に設置）の相談支援員が、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、課題解決及び相談者の自立に向けた包括的な支援を行います。

#### **ウ 母子・父子福祉センター「大阪市立愛光会館」における相談・情報提供**

- 電話や窓口における生活相談や、昼間、就業などにより相談できない方のための夜間相談を実施するとともに、LINEを用いた情報の発信等を行うことで、利用者の利便性を向上させ、ひとり家庭等の包括的な相談支援を実施します。

#### **エ こどもへの相談支援**

- こどもが直接相談する窓口として、不登校やいじめ、対人関係や学習・進路、その他気にかかっていることを何でも気軽に相談できる電話教育相談「24時間子どもSOSダイヤル」を24時間365日開設しています。また、気軽に相談できる環境づくりを進めることを目的に「LINEによる相談窓口」「親子のための相談LINE」を実施しており、こどもへの相談体制の取組みを推進します。

#### **オ 男女共同参画センター（クレオ大阪）における男性相談**

- 仕事や子育て、身体のことなど、男性の抱えるさまざまな不安や悩みについて、電話や面接による相談を実施し、個別ニーズに応じた情報提供を実施します。

#### **カ 女性総合相談センターにおける相談**

- 女性総合相談センターでは、母子家庭をはじめ、女性の抱えるさまざまな不安や悩みに対応した相談を実施し、個別ニーズに応じた情報を提供するとともに、必要に応じ、弁護士や心理カウンセラー、キャリアコンサルタントなど、女性の専門家が相談を実施します。相談方法は電話や面接の他、メールによる相談にも対応しています。

#### **キ 大阪市配偶者暴力相談支援センターにおける相談**

- 配偶者や恋人など、親密な関係にある相手からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）は、人権に関わる大きな問題であり、子どもにも深刻な影響を及ぼします。
- 専門の相談員が電話やメール等による相談を実施し、必要に応じて被害者の迅速かつ安全な保護に取り組んでいます。

#### **ク 大阪市女性相談支援員による相談**

- 性的な被害や親族間暴力など、女性が抱えやすいさまざまな困難な問題について、専門の相談員が電話や面接による相談を実施し、寄り添い、支援します。

#### **ケ 人権相談機能の充実**

- 気軽に相談できるよう、区役所の人権相談窓口を広く周知するとともに、地域の人権啓発推進員などと連携し、さまざまな人権侵害を早期に発見する取組を進めています。
- 大阪市人権啓発・相談センターでは、休日や夜間にも対応できる専門相談員による人権相談を引き続き実施するとともに、電話等での相談受付や、区役所等における専門相談員による出張相談を実施します。
- さらに、同センターでは、必要に応じて、それぞれの人権課題に精通した弁護士から法的支援を受けるとともに、他の専門相談機関とのネットワークを活用しながら市民のサポートを行っていきます。

#### **コ ひとり親家庭等関係機関の連携**

- ひとり親家庭等に対する施策を関係機関が連携して総合的に推進するため、市レベルにおいて「こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会」を設置し、関係機関の連絡調整、情報交換を積極的に行い、効果的な支援策や支援体制のあり方を検討していきます。

#### **サ 地域のネットワークの構築**

- 市、区、地域を単位とする3層のネットワークによる「地域支援システム」については、各区・各地域の実情に応じて再構築を図り、その仕組みの中で、ひとり親家庭や、児童虐待のおそれのある家庭、ヤングケアラーなど特に支援を必要とする家庭のニーズの発見、見守り、専門性を備えた相談支援機関との連携などサポート体制の充実をめざします。
- 地域において、ひとり親家庭等に対する支援を行っている主任児童委員や児童委員、当事者団体、NPO法人、ボランティアなどの連携を強化し、地域での円滑で効果的な活動が進められるよう、情報や交流の場の提供など側面から支援します。

#### **シ 母子生活支援施設における地域連携及び相談支援**

- 地域で生活するひとり親家庭等のさまざまな相談に応じるとともに、専門性と地域ネットワークを活用した支援を提供します。また、虐待等の理由により、母子分離に至る前や、児童養護施設等に入所した子どもが再び母と生活するにあたり、母子生活支援機能を活用して、母子を継続的に見守り、家族関係再構築を支援します。

#### **ス こども支援ネットワーク事業**

- 本市では、地域における子どもの貧困などの課題解決のための取組の活性化と、社会全体で子どもを育む機運の醸成を図るため、地域で子どもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加する「こども支援ネットワーク」を構築しています。
- 本事業では、活動団体や支援企業の情報発信、定期的なミーティングによる活動団体・支援企業相互の情報共有、活動団体の従事者を対象とする研修の実施、支援企業からの物資提供等の仲介、活動団体でのボランティア活動の仲介、新たな活動団体の開拓・支援等の取組を行うことで、活動団体の主体性を大切にしながら、子どもの居場所が安定的に運営され、安心して活動に参加できるような環境づくりに取り組んでいます。

#### **セ 当事者活動への支援**

- ひとり親家庭同士の支えあいや交流を深める活動を行っている当事者団体やグループなどの活動を支援することで、ひとり親家庭の孤独・孤立状態を予防し、親子の心の安定や自立、社会参加の促進に取り組みます。

#### **ソ 地域団体や企業、NPO法人など民間団体との連携**

- 多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、従来の行政による支援に加え、より幅広い層への周知を行い、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定」を進めています。

#### **タ 人権啓発等の取組**

- ひとり親家庭等が社会における家族形態のひとつとして理解されるとともに、個人としても尊重され、個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会を築くため、ひとり親家庭であることで、その親や子の人権が侵害されることがないよう人権教育・啓発の取組を推進します。

## 第5章 施策の推進

### 1 計画の推進体制

ひとり親家庭等の総合的な自立支援をめざす本計画の策定及び推進においては、ひとり親家庭等自立支援施策や児童福祉施策等を実施することも青少年局のみならず、就業・教育・住宅・人権など各分野にまたがる全庁的な取組が必要であることから、関係部局で構成する「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置し、計画の策定及び推進を図ります。

また、計画の基礎資料とするための「ひとり親家庭等実態調査」の実施及び計画の策定にあたって、学識経験者や当事者団体代表、労働関係機関、関係施設代表、弁護士などで構成する「こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会」（以下「ひとり親家庭等自立支援部会」という。）からの意見を受けました。

### 2 計画の進捗管理及び検証

計画の推進にあたっては、関係部局で構成する「プロジェクトチーム」を中心として、当事者団体等の関係団体とも連携し、施策の推進を図ります。

適宜、計画に定めた施策について「プロジェクトチーム」を通じて全庁的な進捗状況を把握するとともに、「ひとり親家庭等自立支援部会」などに報告し、意見を求めるにより、計画の進捗管理を行います。

本計画では、大阪市におけるひとり親家庭等の現状の把握や施策の効果を検証し、必要に応じて見直しや改善を図るため、次の4つの「指標」を設定し、指標の数値の変化を確認していきます。

また、「母子家庭の就業者のうち正社員・正規職員の割合」「母子家庭の養育費の取り決めの有無にかかわらない養育費の受領率」「母子家庭の養育費の取り決めがある場合の養育費の受領率」を本計画の「目標」と位置づけ、計画最終年度（令和11年度）の目標の達成に向けて、施策を推進していくとともに、計画の最終年度に「ひとり親家庭等自立支援部会」等の意見を聴取し、本計画の評価を行います。

### 3 目標

目標項目	現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
母子家庭の就業者のうち正社員・正規職員の割合	45.6%	50.1%
母子家庭の養育費の取り決めの有無にかかわらない 養育費の受領率（※1）	26.8%（※3）	36.3%
母子家庭の養育費の取り決めがある場合の養育費の 受領率（※2）	57.4%	66.4%

※1 国の目標値は2031（令和13）年に40%

※2 国の目標値は2031（令和13）年に70%

※3 全国ひとり親世帯等調査をもとに補正(25.8%→26.8%)

### 4 指標

指標項目	現状値 (令和5年度)
ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び 生活保護受給者等就業自立促進事業で支援した方の就職率	50.7%
ひとり親家庭等日常生活支援事業における利用登録者数	328件
児童扶養手当受給者における養育費を受給している方の割合	14.8%
ひとり親家庭サポーターへの相談件数	4,965件

#### 【参考】 過去5年間の指標の推移

指標項目	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
ひとり親家庭等就業・自立支援センターで 求職登録した方及び生活保護受給者等就業 自立促進事業で支援した方の就職率	48.7%	39.9%	53.5%	55.1%	50.7%
ひとり親家庭等日常生活支援事業における 利用登録者数	405件	367件	358件	331件	328件
児童扶養手当受給者における養育費を受給 している方の割合	10.5%	12.0%	13.1%	14.1%	14.8%
ひとり親家庭サポーターへの相談件数	4,452件	4,572件	4,689件	4,488件	4,965件